**【INDEX】**

**＊文部科学省**

**・幼稚園教育パンフレット（※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）**（12月5日）P.3

**・学校保健統計調査ー令和元年度（速報値）の結果の概要**（12月23日）P.3

**・無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果について**（12月24日）P.3

**・平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査について**（12月24日）P.3

**＊厚生労働省**

**・体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第３回）　資料**（12月3日）P.3

**＊内閣府男女共同参画局**

**・「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書（差替）**（12月18日）P.3

**＊いじめ**

**・いじめを訴える文章、そのまま教室に掲示　栃木の小学校**（朝日新聞・12月15日）P.3

**・いじめ訴える女児に適切な対応せず、自殺未遂　山口・下関の市立小**（毎日新聞・12月16日）P.4

**・いじめ自殺　第三者委調査の課題　京都精華大教授・住友剛氏「法を生かす条件整備が必要」**（長崎新聞・12月20日）P.5

**＊虐待**

**・「間違いでもいいから通告を」　増え続ける児相の虐待相談対応**（産経新聞デジタル・12月2日）P.7

**・厚労省虐待相談は１８９（いちはやく）へ　３日から無料化**（産経新聞デジタル／Yahoo

ニュース・12月2日）P.7

**・【独自】「長時間正座」「夕食与えず」親の体罰…厚労省検討会が指針案**（読売新聞・12月3日）P.8

**・育児放棄の子ども、全国に１万人…「所在不明児」も６人**（読売新聞・12月12日）P.9

**・児童相談所とDV機関の連携調査　厚労省、被害者支援強化へ**（共同通信／Yahooニュース・12月14日）P.9

**・児相とDV相談機関の連携調査　厚労省、被害者支援で**（日経新聞・12月14日）P.9

**・「いい子を強要していない？」親はつゆ知らずの教育虐待**（LIMO・12月15日）P.10

**・児童虐待通報ダイヤル「189」、なぜ無料化？　いたずら増加懸念はない？**（大人ansｗer・12月23日）P.12

**＊体罰**

**・どんなに軽くても「体罰」　「しつけ」と区別し禁止明記　厚労省が指針案**（毎日新聞・12月3日）P.14

**・たたく、正座、食事抜き…しつけでなく体罰　厚労省案**（朝日新聞・12月4日）P.14

**・3分でわかるキーワード　厚労省が指針「体罰の定義」**（フジテレビ／Yahooニュース・12月4日）P.15

**・たたかない子育てどうやって？　体罰禁止、来年4月に法施行**（西日本新聞・12月13日）P.16

**・他人の物を盗んだ子を叩くのは体罰！「しつけが理由の暴力」なぜアウトか**（現代ビジネス・12月16日）P.18

**・「法律で体罰禁止」 指針案に戸惑う親たち…理想と現実のギャップを埋めるためにすべきこと**（FNN.jp・12月20日）P.21

**＊障がい**

**・「医療的ケア児」地域で生活を　小児科医、岩本彰太郎氏**（日経新聞・12月3日）P.24

**＊子どもの貧困**

**・社説［子の貧困対策大綱］改善の道筋　見通せない**（沖縄タイムス・12月5日）P.25

**＊性暴力**

**・子どもへの性被害生む児童ポルノという引き金**（東洋経済オンライン・12月13日）P.26

**・「抵抗できない心理状態」　娘への性的虐待で精神科医**（日経新聞・12月13日）P.31

**・生徒のわいせつ被害、大阪府が調査へ　学校通さずに回収**（朝日新聞／Yahooニュース・12月20日）P.31

**・「女の子よりも狙いやすい」と加害者　知られざる男児の性被害の実態とは**（Buzzfeedjapan・12月21日）P.31

**・性犯罪者の社会復帰支援　元受刑者利用4割止まり　大阪府条例、周知など課題**（毎日新聞・12月23日）P.35

**・教員のわいせつ処分最多　282人、文科省調査**（日経新聞・12月24日）P.36

**・わいせつ・セクハラで処分の公立校教員、過去最多の２８２人…教員間トラブル３２人**（読売新聞・12月24日）P.36

**・熊本市の慈恵病院、独自ルールで「内密出産」の開始表明　行政や専門家は法整備要望**（熊本日日新聞／Yahooニュース・12月30日）P.37

**＊SOGIESC（sexual orientation＆ gender identiy/genderexpression,and**

**sexcharacteristics 性的指向、性自認、性表現、性的特徴の多様性）**

**・教員こそ理解深めて、ＬＧＢＴシンポ　「子どもにとって先生の存在大きい」**（朝日新聞・12月17日）P.40

**＊SNS関連**

**・（社説）ゲーム依存　予防と診療の充実急げ**（朝日新聞・12月2日）P.41

**・子供をＳＮＳ犯罪から守るには　栃木県警が安全教室**（産経新聞デジタル・12月12日）P.42

**＊その他**

**・避難所の女性配慮に課題　台風被災地、悩み伝えづらく**（日経新聞・12月2日）P.42

**・公立校教員、休暇まとめ取り可能に…改正給与特措法が成立**（読売新聞・12月4日）P.43

**・18、19歳は今後も家裁関与　少年法適用年齢下げ巡り**（日経新聞・12月9日）P.44

**・赤ちゃんポストの病院が「内密出産」実施へ　費用も負担**（朝日新聞・12月7日）P.44

**・少年法改正、新２案検討　年齢引き下げ、家裁関与**（産経新聞デジタル・12月9日）P.45

**・未成年の大麻摘発、５年で７倍超に急増　関西でも汚染広がる**（産経新聞デジタル・12月11日）P.45

**・親が精神疾患…子どもに支援を　福岡では当事者交流会「自分だけでない」**（毎日新聞・12月11日）P.46

**・ヘイト対策条例成立　川崎市、全国初の刑事罰**（日経新聞・12月12日）P.47

**・学校通う意思がなくても「出席扱い」に…フリースクールなどの不登校生支援**（読売新聞・12月14日）P.47

**・教職員のハラスメント　「孤立する先生」をどう守る？**（西日本新聞・12月16日）P.48

**・鉄剤「根絶できぬ」4割　血液検査導入は「賛成」7割　全国高校駅伝・監督調査**（毎日新聞・12月20日）P.50

**・裸眼視力１・０未満の小学生、過去最悪３４％…文科省「スマホの影響か」**（読売新聞・12月20日）P.52

**・「教育虐待」ってどういう状態のこと？「子どもの受験」と親のプレッシャー**（LIMO・12月21日）P.52

**・養育費１６年ぶり増額　最高裁、基準見直し　「数年ごとの変更必要」と識者**（産経新聞デジタル・12月23日）P.54

**・保育施設の騒音指針、20年6月策定へ　高架下・幹線道沿い増加、規制なく　建築学会**

（毎日新聞／Yahooニュース・12月30日）P.56

**＊文部科学省**

**・幼稚園教育パンフレット（※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）**（12月5日）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1422302.htm>

**・学校保健統計調査ー令和元年度（速報値）の結果の概要**（12月23日）

<https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1411711_00003.htm>

**・無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果について**（12月24日）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/mext_00119.html>

**・平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査について**（12月24日）

公立学校教職員の人事行政状況（教職員の精神疾患による病気休職者数、教育職員等の懲戒処分等、指導が不適切な教員の認定及び措置等、人事評価等）について調査結果

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00001.htm>

**＊厚生労働省**

**・体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第３回）　資料**（12月3日）

* 資料１　第２回検討会における主な議論

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000573077.pdf>

* 資料２　体罰等によらない子育てのために（素案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000573078.pdf>

* 参考資料　体罰等によらない子育ての推進について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000573090.pdf>

**＊内閣府男女共同参画局**

**・「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書（差替）**（12月18日）

<http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf>

**＊いじめ**

**・いじめを訴える文章、そのまま教室に掲示　栃木の小学校**（朝日新聞・12月15日）

　栃木県内の市立小学校で昨年７月、６年生の男子児童がいじめの被害を文章で訴えたのに、担任の男性教諭（４２）が対策をとらず、名前入りの文章をそのまま教室に張り出していたことが分かった。市教委は今年３月、対応が不適切だったと認め、教諭と当時の校長に口頭で厳重注意とした。

　児童の家族や学校によると、担任の教諭はクラス全員にいじめに関する新聞記事を読ませ、感想を書かせた。上級生や同級生から日常的にいじめを受けていた児童は家族と相談の上、「３年からいじめが続きました」「全身にどろをかけられ、プロレスといってぼうこうもされました」「今も続いているため対応してほしい」などと書いて提出した。

　しかし、担任は相談に乗ることなく、赤ペンで「その痛み、つらさを知っているからこそ、人に優しくなれる」「負の連鎖をどこかで断ちきろう」などと感想を書き込み、他の児童の文章と一緒に教室に張り出した。１週間ほど張り出され、ショックを受けた児童は家族にもすぐには打ち明けられなかったという。

　いじめはその後も続き、３学期に入って児童が休みがちになったため、家族は今年２月、学校を訪問。校長はこの時、初めていじめ被害や文章が張り出されていたことを知った。担任は市教委に対し「（児童の気持ちに）思いが至らなかった」と話したという。市教委は教諭を今年度、クラス担任から外した。

　両親は「相談しても、まともに応じてくれなかった。助けを求める文章を張り出すなんて、人としてどうなのか」と語った。

　市教委側は「教員として絶対してはいけないことで弁解の余地はない。すべての学校でいじめに対して真摯（しんし）に対応するよう指導していく」と話している。

東京理科大学の中村豊教授（生徒指導）の話

　男児が助けてもらいたくて書いた文章を他の児童に読まれたくないことは、寄り添っていれば、くみ取れたはずだ。安易に掲示したことは不適切な行為といわざるを得ない。学校側も担任教諭が問題を抱え込まないよう情報共有を進め、教室の状況を把握できるような行動をとるべきだった。

https://www.asahi.com/articles/ASMD46V8RMD4UUHB01N.html?iref=comtop\_8\_02

**・いじめ訴える女児に適切な対応せず、自殺未遂　山口・下関の市立小**（毎日新聞・12月16日）

　山口県下関市の市立小学校が、いじめ被害を訴える女子児童が自殺を考えている事実を10月下旬に把握しながら約1カ月間適切な対応をせず、この児童が自殺未遂をしたことが関係者への取材で判明した。学校は児童が自殺を図った後の今月5日、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」と認定。児童にけがはなかったが、現在も登校できない状態だ。市教育委員会は「もっと早く対応できた可能性があった」と学校の対応のまずさを認めている。

　学校や市教委によると、女子児童は10月中旬、校内で転倒して腕や顔を打ち、全治約2週間のけがをした。「複数の男子に足をかけられて転んだ」と訴えたが、相手側の児童が否定したため、学校はいじめの基準で一番軽度な「日常的衝突」と判断して市教委に報告し、調査を終えた。

　間もなく女子児童は「学校に行くなら死にたい」と漏らすようになり、休みがちに。保護者によると、スマートフォンで「きれいな死に方」と検索した形跡も見つかり、担任らへ連絡した。数日後、女子児童は登校できたが、前回と同じ児童の一部と再びトラブルになった。学校は蹴られたとする主張に対し「わざとではなかった」と結論。保護者は同日、警察にこれまでの経緯について相談した。

　保護者から警察に相談したと知らされた学校は対応を協議し、女子児童の登校時は校長らが教室で授業中の様子を見守るなどの対応を決めた。この時点で学校は、女子児童が自殺をほのめかしていることを市教委に報告したとされるが、市教委では情報共有されず、担当者は事実を把握していなかった。

　11月中旬になると女子児童は学校を完全に欠席。学校は登校するよう電話で促すなどしていたが、女子児童は今月4日、自宅でナイフを首の近くに当て自殺を図ろうとし、保護者に止められた。市教委は翌日、心身に重大な被害が生じた疑いがある「重大事態」と認定して対応するよう学校に指示した。

　文部科学省のガイドラインは重大事態について「疑いが生じた段階で調査を開始」「保護者から申し立てがあれば学校が『いじめの結果ではない』と考えたとしても報告・調査に当たる」と明記している。校長は取材に対し、認定が遅れた理由について「欠席日数が重大事態の目安となる30日に達していなかった」と釈明。市教委は「自殺願望を把握した時点で重大事態になりかねないと受け止めていれば、もっと早く対応できた」と認めた。

　学校と市教委は今後、事実関係を再調査するが、保護者は「最初から訴えていたのに対応してくれなかった。ここまで子供を追い込んだことは許せない」と不信感を募らせる。

50代男性教諭の不適切指導で調査中

　この学校では、50代男性教諭が同僚や児童に暴言を放つなど長年不適切な指導をしていたとして、市教委が調査に乗り出している。

　問題が相次いでいることについて鳴門教育大（学校教育学）の阪根（さかね）健二教授は「学校内の信頼関係が崩れるとさまざまな問題が起きやすくなる。子供や保護者の訴えに対して組織的な対応を怠っていたのではないか」と指摘している。

https://mainichi.jp/articles/20191215/k00/00m/040/239000c

**・いじめ自殺　第三者委調査の課題　京都精華大教授・住友剛氏「法を生かす条件整備が必要」**（長崎新聞・12月20日）

　2017年4月、長崎県長崎市の海星高2年の男子生徒＝当時（16）＝が自殺した問題について、高校側がいじめ防止対策推進法に基づき設置した第三者委員会は2018年11月、「いじめが自殺の主要因」との調査結果をまとめた。しかし、高校側が受け入れない状況が1年以上続き、着地点は見えないままだ。同法や制度に課題はないのか。学校での事件・事故の対応に詳しい京都精華大人文学部の住友剛教授（教育学）に聞いた。

　－高校側が第三者委の調査結果を受け入れていない。

　第三者委を設置して調査をすると決めたのだから、たとえ意に沿わない結論が出たとしても、一定受け止めなければならないというのが、文部科学省の立場だろう。だが学校現場が納得できないという事態は起こりうる。

　－文科省は「基本的に学校側が受け入れることを前提にしている」と説明する。

　それは文科省の認識不足。いくら法や制度で義務付けても、現場が受け入れがたいと感じ、拒否的反応を示すことは当然ある。そもそもいじめ防止対策推進法や関連ガイドラインは、自殺など「重大事態」の調査義務やその結果の公表など学校に厳しいことを求めている。その分、学校現場がこの法律を大事にして、いま一度自分たちの実践を見直したいと思えるよう地道な啓発が必要だが、そこが不十分だ。

　－全国各地で第三者委など調査組織に不満の声が相次いでいる。

　大切なのは制度を作るだけではなく、それを生かす下地を作ること。各地の弁護士会や臨床心理士会など職能団体が推薦する人が委員を務めるケースが多いが、調査組織の運営に精通している人はまだまだ少ない。遺族や学校側とどのように関係を築き調査を進めるか。そこで行き詰まるケースも少なくない。

　調査報告書の内容について、少なくとも遺族、学校、学校の設置者の3者が納得した形で調査を終えるのが理想。そのためには、ガイドラインは求めていないが、調査組織が自らの見解などについて遺族と学校側の双方に説明し、理解を得る努力が必要だ。

　－努力をしても理解されないこともあるのでは。

　双方に納得してもらうためにはさまざまな工夫や配慮が求められるが、まだ実践的なノウハウが蓄積されておらず、成功例を積み重ねなければならない。ただ最終的に理解を得られなかった場合、説明の経過や意見の相違点などを記載して報告書をまとめるのも一つの手法。そうすれば遺族と学校側がどの部分で相いれないか、という点は少なくともお互いに納得できるのではないか。

　どのような教育実践をしていれば、子どもがいじめを苦に命を絶つことはなかったのか。どうすれば学校は遺族の心情に寄り添いながら、再建に向けて歩むことができるのか。調査には、学校関係者が亡くなった子どもや遺族からの問い掛けと向き合う作業を伴う。この問い掛けへの答えは、法や心理の専門家らの力を借りつつ探らなければならないが、最後は教育学の関係者が引き受けるべきだろう。

　【略歴】すみとも・つよし　1969年生まれ。神戸市出身。1999年4月～2001年8月、兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」の調査相談専門員を務める。14、15年度、文部科学省の「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議委員。14年から現職。著書に「新しい学校事故・事件学」（子どもの風出版会）など。

https://this.kiji.is/580580495010743393?c=174761113988793844

**＊虐待**

**・「間違いでもいいから通告を」　増え続ける児相の虐待相談対応**（産経新聞デジタル・12月2日）

　児童相談所による虐待の相談対応件数は増加が続いており、昨年度は全国で１５万９８５０件。近隣住民や知人からの通告が発見のきっかけとなるケースも多く、「地域の目」が重要となっている。ただ、児童虐待に関する情報を２４時間体制で受け付ける全国共通ダイヤル「１８９」（いちはやく）などでの通告をためらうケースも相当数あるとみられ、児相の活動がよく知られていないことも要因の一つだ。通告を受けると児相はどう対応をするのか。

　大阪市の児相「こども相談センター」によると、「泣き声が聞こえる」などの通告があれば、４８時間以内に子供を目視して安全確認するのがルール。夜間や休日でも複数のセンター職員が家庭訪問をして子供の様子を確かめ、緊急性が高い場合には管理職の指示を仰いでその場で一時保護を決めたり、警察に援助を要請したりすることもある。

　センターに届く虐待の通告や相談は年間１万件ほどで、うち虐待と認定されたのは昨年度で６３１６件。一時保護にまで踏み切ったのはその約１割だ。結果的には、通告が深刻なケースではなかったことが多いが、センターの岩田幸夫・虐待対応担当課長は「間違いでもいいので情報を寄せてほしい」と強く訴える。

　福岡県田川市で昨年１１月、当時１歳の三男が両親にエアガンで撃たれ、その後死亡した事件では、両親が子供を置いたまま外出している様子を目撃していた住民もおり、育児放棄（ネグレクト）が懸念される状況だったが、管轄の児相に情報は届かなかった。通告をためらえば、こうしたケースが増える恐れもある。

　一方、通告があっても児相側は「虐待ありき」で対応しないよう心がけているという。周囲から虐待を疑われたと思い、親がショックを受け、育児にさらに悩むこともあるからだ。

　岩田課長は「児相は虐待に介入するだけでなく、相談に応じ支援する機関」と強調。「結果的に虐待でなくても、『困っていることがあれば相談に乗りますよ』と声をかけられる。通告を機に、声を上げられなかった家庭がみつかることもある」としている。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/191202/evt19120220030045-n1.html

**・厚労省虐待相談は１８９（いちはやく）へ　３日から無料化**（産経新聞デジタル／Yahoo

ニュース・12月2日）

　厚生労働省は３日午前８時半から、児童虐待に関する情報を２４時間体制で受け付ける全国共通ダイヤル「１８９」（いちはやく）の通話料を無料にする。児童相談所（児相）に情報提供しやすい態勢をつくり、児童虐待の見逃しを防ぐのが狙い。

　厚労省によると、１８９にかけた場合、固定電話では番号から地域をほぼ自動で特定。音声ガイダンスが流れた上で管轄の児相や対応窓口につながる。携帯電話の場合は同様の音声が流れた後、オペレーターが居住する自治体を聞き取って児相などに転送する。匿名での通告も可能で、伝えた内容の秘密は守られる。

　全国共通ダイヤルは従来１０桁だったが、平成２７年７月に３桁の「１８９」に変えると、入電数は大幅に増加。現在は月に約２万件の入電がある。だが、うち約１万５千件は児相につながる前に切れてしまっており、厚労省は電話をかけても途中でためらうケースが多いとみている。固定電話で３分８・５円程度、携帯電話で９０円程度かかっていた通話料もハードルになっている可能性もあり、無料化を決めたという。

　これまでは１８９で子育てなどの相談も受け付けてきたが、厚労省は３日から相談専用ダイヤル（０５７０・７８３・１８９）を新設。こちらは通話料がかかるが、２４時間管轄の児相などに転送される。

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191202-00000576-san-soci

**・【独自】「長時間正座」「夕食与えず」親の体罰…厚労省検討会が指針案**（読売新聞・12月3日）

　来年４月に施行される改正児童虐待防止法で、親による体罰が禁止されたことを受け、「体罰」の定義や具体例を示した厚生労働省有識者検討会の指針案の概要が２日、わかった。しつけとの違いを明記し、「長時間の正座」「夕食を与えない」などは体罰に当たるとする内容で、３日に開かれる有識者検討会に提示される。

　指針案では、「たとえ親がしつけのためだと思っても、子供の身体に何らかの苦痛を引き起こす行為は、どんなに軽くても体罰である」と定義。その上で、「宿題をしなかったので夕飯を与えない」「他人のものを盗んだので罰として尻をたたいた」などは体罰に当たると例示した。

　一方、しつけとは「子供の人格や才能などを伸ばし、社会のルールを身につけさせる行為」と説明。「道路に飛び出しそうな子供の手をつかんで保護する」「ほかの子供に暴力を振るうのを制止する」など、罰を目的としないものは、体罰に当たらないとした。過去に起きた児童虐待事件では、親が「しつけ」と称して体罰をふるったとされる例が目立つ。

　厚労省は有識者検討会の意見を踏まえ、今年度内に指針をまとめる。

◇指針案に盛り込まれる「親の体罰」の例

・尻をたたく

・殴る

・長時間の正座をさせる

・夕飯を与えない

※いずれも理由を問わず禁止

https://www.yomiuri.co.jp/national/20191203-OYT1T50063/

**・育児放棄の子ども、全国に１万人…「所在不明児」も６人**（読売新聞・12月12日）

　全国の児童相談所（児相）がネグレクト（育児放棄）を理由に指導、対応している１８歳未満の子どもが、９月時点で１万５７４人に上ることが１２日、わかった。

　鹿児島県出水市で８月、４歳児が死亡した事件で、県警から通告を受けた児相が「ネグレクト」と判断していながら、一時保護されないまま亡くなったことを受けて、厚生労働省が緊急調査した。

　今回判明した１万５７４人について、保護者が態度を改めず、危険にさらされていることがわかった場合には、各児相が一時保護などで対応するという。

　また同省は、全国の児相が虐待事例として在宅で指導していた子どもの安全確認も実施。行方を把握できない１８歳未満の「所在不明児」が、１１月時点で６人いることがわかった。虐待のほか海外転居の可能性があるという。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20191212-OYT1T50269/

**・児童相談所とDV機関の連携調査　厚労省、被害者支援強化へ**（共同通信／Yahooニュース・12月14日）

　各地で相次いだ児童虐待事件でDV（ドメスティックバイオレンス）が密接に関連していたことを受け、厚生労働省が全国の児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携状況について、来年1月にも実態調査に乗り出す方針を固めた。両機関の連携と被害者支援の強化が狙いで、近く有識者検討会を設置して調査内容などの詳細を決める。

　同省は結果を基に、連携に向けた課題を分析。支援に有効な事例をまとめ、本年度内にも虐待とDVに包括的に対応する指針を策定する方針だ。

　調査では全国の児相とセンターのうち、それぞれ数十カ所にアンケートを実施。必要と判断した数カ所で直接のヒアリングもする。

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191214-00000121-kyodonews-soci

**・児相とDV相談機関の連携調査　厚労省、被害者支援で**（日経新聞・12月14日）

各地で相次いだ児童虐待事件でDV（ドメスティックバイオレンス）が密接に関連していたことを受け、厚生労働省が全国の児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携状況について、来年1月にも実態調査に乗り出す方針を固めた。同省関係者への取材で14日、分かった。

両機関の連携と被害者支援の強化が狙いで、近く有識者検討会を設置して調査内容などの詳細を決める。

同省は結果を基に、連携に向けた課題を分析。支援に有効な事例をまとめ、虐待とDVに包括的に対応する指針を策定する方針だ。

関係者によると、調査では全国の児相215カ所とセンター287カ所のうち、それぞれ数十カ所にアンケートを実施。このうち検討会が必要と判断した数カ所で直接のヒアリングも実施する。

昨年3月に東京都目黒区の船戸結愛（ゆあ）ちゃん（当時5）、今年1月に千葉県野田市の栗原心愛（みあ）さん（当時10）が虐待死した事件で、国や県の検証報告はいずれも父親による母親に対するDVの疑いと虐待を関連付けた対応が不十分だったと指摘している。

これらの事件を受け、6月に成立した改正児童虐待防止法などでは、親による子どもへの体罰を禁止し、児相とセンターなどの連携強化に努めることが明文化された。来年4月から施行される。

厚労省によると、全国の児相が2018年度に児童虐待の相談・通告を受けて対応したのは15万9850件（速報値）で、統計開始から28年連続で増加。子どもの前で配偶者らに暴力を振るう面前DVなどの心理的虐待は8万8389件（55.3%）で最多となっており、全体に占める割合は年々上昇している。

内閣府によると、全国のセンターがDV相談を受けた件数も統計開始時から年々増え、18年度は11万4481件で過去最多。警察庁によると、18年の警察への相談件数は7万7482件で、摘発件数も9017件と過去最多となっていた。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53378750U9A211C1CZ8000/

**・「いい子を強要していない？」親はつゆ知らずの教育虐待**（LIMO・12月15日）

朝、自宅を出るのは8時前後、帰りが夜10時過ぎ、寝るのは12時頃。誰の生活か分かりますか？小学校6年生で中学受験をする子のスケジュールです。その渦中にいる親子なら当たり前かもしれませんが、傍から見ると驚きのハードスケジュールです。

もしかしたら、親の鼻息ばかりが荒くて子供はヘトヘトになってるなんてこと、ありませんか？塾の結果が思うように出ないと叱責していませんか？教育虐待になっていませんか？自分たちの家庭を俯瞰する目安を3つお伝えします。

のようなプロセスで学校選びをしているのでしょうか？知人のパパに聞いたら、中学受験先を決めるのに「子供が○○中学へ通いたいといっている」もしくは「話し合って○○中学に決めた」といいます。しかし、11歳12歳の子供はどんな基準で判断するのでしょうか？

親のプロモーションが大きく左右するのではないのでしょうか？今の時代、インターネットで情報を得ることは子供の方が長けているかもしれません。でもその情報を噛み砕いて判断する力はまだまだ備わっていません。そうなると親のアドバイスが判断の大きなウエイトを占めます。親はどんな基準で学校を選んでいるのでしょうか？

「子供のため」といいながら、自分が行きたかった学校を選ばせていませんか？会社の人や友達と話をするときに「うちの息子は○○中学に行っていて」という話をしたいという見栄が働いたりしていませんか？誰の意思なのか？今一度確認が必要です。

小学校が始まるのは8時半～9時なので、地元の公立の小学校に通う子なら実質8時前後に家を出ます。そこから授業、給食を経て帰宅した後、お弁当をもって中学受験塾へ行きます。筆者の会社の近くに大手の塾がありますが、夕方会社から帰るときに子供たちはお弁当片手に塾へ通ってきます。そこから遅いと夜9時頃まで塾です。9時に終わっても質問したりすることで帰りが遅くなることもありますし、電車に乗って通う子は自宅につくのが夜10時なんていうこともあるようです。

そこからお風呂に入ればすぐ11時です。さらに、塾の宿題や学校の宿題をしたら就寝は12時くらいになってしまいます。7時に起きても7時間しか睡眠が取れません。大人も「働き方改革」といって早く帰るように促されるご時世に、朝8時から夜10時まで14時間も学校と塾に拘束されるのです。子供が大人顔負けの忙しさでいいのでしょうか？

娘の担任の先生は、中学受験塾の講師をしてたことがあり、学校の宿題ができないのは無理もないと思っているようです。塾を理由に宿題をやってこない子が多いことを嘆いていましたが、学校でやらせて寝る時間を割かないようにしているようです。

水は低きに流れます。歯向かえない親のいうことを聞いて溜まったストレスのはけ口は、弱い方へ向かいます。小学校6年生の教室で聞く噂は「え？あの子がそんなことするの？」ということもあります。成績もよく愛想も限りなくいいのですが、チクチクと特定の子をいじめたりしているようです。

吐き出さなければならないストレスを生む加重なノルマが、12歳の子供に課せられるのはどうなのでしょうか？

親子とも無理のし過ぎは禁物

「自分はそういわれて育った」親は自分の物差しを子供に当ててしまいがちです。教育虐待は親が高学歴な家庭で起こる、もしくは自分が行けなかったことのコンプレックスのある親の下で起こることが多いといわれています。

やっている本人が、受験を「試練」と受け止めているかどうか？もポイントです。ただ「苦痛」で終わってしまうと、無理したリバウンドが出るという話も見聞きします。

ある作家さんの話で、進学校に講演に行った時のエピソードを聞いたことがあります。本当にいい子ばかりなのですが、将来何がやりたいのか？が決まらないから進学先の学部もなかなか決められないそうです。親や先生に言われた勉強はしっかりこなせるけど、自分で決めてといわれても「どうしよう…」となる子が多いそうです。

世間体のためでなく、自分がいい！と思うもの、心地がいいと思う直観をもっと信じていいのです。そのためには心ときめく体験を一つでも多く持っていることが大切です。誰かのモノサシでなく、子供が楽しい！と感じる感性を大事にして、子供と一緒に将来のことを楽しく考えられるようになるといいですね。

https://limo.media/articles/-/14878

**・児童虐待通報ダイヤル「189」、なぜ無料化？　いたずら増加懸念はない？**（大人ansｗer・12月23日）

児童相談所全国共通ダイヤル「189」が、12月3日から無料化されました。これまでは有料だったのに、なぜ無料になったのでしょうか。

　厚生労働省は、児童虐待の通報や相談を24時間受け付ける児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の通話料を、12月3日から無料化しました。例えば、東京都自殺相談ダイヤル「こころといのちのほっとライン」のように、相談料は無料ながらも通話料がかかる相談ダイヤルが多い中で、通話料も無料にするケースは珍しいように思います。なぜ、無料化したのでしょうか。同省担当者に聞きました。

携帯で3分90円の通話料

Q.なぜ、「189」の通話料を無料にしたのですか。

担当者「児童虐待が疑われる通告が届きやすくなる環境を整えるためです。これまでは、音声ガイダンスで通話料が発生することを告げると、電話を切られてしまうことがありました。携帯電話で3分90円程度、固定電話で3分8.5円程度の通話料がかかっていたからです。通話料を無料にすることで、電話の接続率を向上させることが目的です」

Q.これまで、無料にしなかったのはなぜですか。無料化による通話料は予算措置が講じられると思いますが、どれくらいの規模になるのですか。

担当者「110番や119番などの緊急ダイヤルは、無料でかけることができますが、他のほとんどの相談ダイヤルは有料です。相談ダイヤルが有料であったことから、189番も有料でした。無料化によって通話料などを含む経費が必要となるため、2020年度の概算要求で2.8億円を要求しています」

Q.無料にすることで、虐待の相談に関する電話がしやすくなる半面、いたずら電話が増える懸念もあると思います。対応をどのように考えていますか。

担当者「省としては適切に対応しようと考えていますが、現在のところ具体策はまだです。また、自治体ごとにいたずら電話への何らかの対応を行うことは考えられますが、そこまでは把握できていません。無料化にする目的は、これまで通話料が発生することで途中で切られて、見過ごされてしまった通告をすくい取ることです。いたずら電話かどうかは実際に電話に出てみないと分からないため、全ての電話に出る方針ではあります」

Q.通話料が無料になると、通報件数が大幅に増える可能性があります。しかし、児童相談所の職員不足など現場の諸問題が解決していない中で、増加するであろう通報に対応できるのでしょうか。

担当者「通報件数が大幅に増えても、児童相談所の負担が重くならないよう対策を講じます。具体的には、外部委託の積極的な推進です。通報は、電話専用のオペレーターが受け、聞き取りした内容から児童相談所の職員が現地に赴いて、虐待かどうかの判断や虐待のレベルを調べます。既にこうした分業を行っている自治体もありますが、さらに推進することで、児童相談所の職員が現場対応できる余裕をつくり、通報件数の増加に対応するつもりです」

Q.緊急性の高い通報を無料にする一方、緊急性が高くない通報は新設する有料の専用ダイヤル（0570-783189）で受け付けるとのことですが、通報者が緊急性が高いかどうかを適切に判断できるでしょうか。どのような基準で電話をかけ分けたらよいですか。

担当者「緊急性が高いかどうかは、通報者の判断に委ねられます。どのような場合が緊急性が高いのか高くないのかは、さまざまなケースがあるので一概には言えませんが、まずお伝えしたいのは『迷った場合は189番へ電話してほしい』ということです。

例えば、近隣の家で頻繁に子どもの異常な泣き声が聞こえるなどの場合は、虐待が現在進行していることも考えられるので、緊急性を要するため189番に電話してください。一方、例えば、子どもの養育に関する悩み事の相談など、じっくりと相談を聞く必要性があるものについては、有料の専用ダイヤルに電話してほしいと考えています」

Q.虐待が疑われるのが他人の家庭ということで、189番に連絡することをためらう人もいるそうです。確信を持てなくても、虐待かもしれないと思ったら電話すべきなのでしょうか。

担当者「『児童虐待の防止等に関する法律』6条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、都道府県あるいは市町村の福祉事務所や児童相談所に通告しなければならないという『通告の義務』があります。ためらうことなく、189番に連絡してほしいと考えています。

仮に通報が誤りであったとしても、刑事上や民事上の責任を問われることは、基本的にはないものとされています。通報者のプライバシーについてですが、法律でも通報者の保護は明示されており、誰が通告したのかや通告した内容も絶対に明かされることはありません。匿名での通告も可能です」

https://otonanswer.jp/post/55593/

**＊体罰**

**・どんなに軽くても「体罰」　「しつけ」と区別し禁止明記　厚労省が指針案**（毎日新聞・12月3日）

　「しつけ」を名目とした児童虐待を防ぐため、厚生労働省は3日、体罰の範囲や予防策の指針案をまとめた。体罰をしつけと区別し、「子どもの身体に苦痛や不快感を与えるもの」として法で禁じられると明記。具体例も挙げ、どんなに軽いものでも該当するとした。暴言や無視といった心理的虐待も体罰と同様の行為とみなした。この日の有識者検討会で大筋了承された。

　指針案は、今年6月の児童福祉法などの改正で、親による体罰の禁止が明記されたことを受け、検討会が議論してきた。日本では「しつけのための体罰はやむを得ない」という意識が根強いことを指摘し、「体罰で押さえつけるしつけは許されない」と強調した。体罰は子どもの発達に悪影響を与え、子どもの権利を侵害すると説明。たたく、怒鳴るなどの方法は子どもを恐怖によりコントロールしているだけで、親子関係の悪化も招くとした。

　また、頰をたたく、長時間正座させるなど、体罰に該当する具体例も挙げた。同法改正の際、政府は暴言については線引きが難しいとして、法で禁じる体罰に含めないとの見解を示していたが、指針案は暴言や無視も「子どもの心を傷つける行為」として、体罰と同様と位置づける。親に向け、子どもとの接し方や親自身の意識の見直し方など具体的な対応策も挙げた。親などへの罰則は盛り込まない。

　法改正は、東京都目黒区で昨年3月に起きた船戸結愛（ゆあ）ちゃん（当時5歳）の虐待死事件がきっかけだった。しつけを口実にした暴力が原因とみられ、親による子どもへの体罰禁止の規定ができた。厚労省は近く意見募集（パブリックコメント）を実施し、今年度内に指針を策定する方針。

https://mainichi.jp/articles/20191203/k00/00m/040/269000c

**・たたく、正座、食事抜き…しつけでなく体罰　厚労省案**（朝日新聞・12月4日）

　親がしつけのためだと思っても、たたく、長時間正座させる、食事を与えないなどの行為は体罰にあたる――。児童虐待の防止強化のため、来春施行の改正児童福祉法などに「体罰禁止」が明記されたことを受け、厚生労働省は３日、どんな行為が体罰にあたるかを具体的に示すガイドライン案を有識者検討会に示した。おおむね了承され、年度内に内容を固めて周知を図る。

　ガイドライン案は、しつけとして行われる体罰が、深刻な虐待につながる事例も多く見られると指摘。「しつけのためだと親が思っても、身体に苦痛または不快感を引き起こす行為（罰）は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止される」とした。

　体罰の具体例として、「口で３回注意したが言うことを聞かないので、ほおをたたく」「大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させる」「宿題をしなかったので、夕ご飯を与えない」などを挙げた。一方で、「道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ」「他の子どもに暴力を振るうのを制止する」などは体罰にあたらないとした。

　体罰ではないが、「お前なんか生まれてこなければよかった」など子どもの心を傷つける言動も、成長・発達に悪影響を与える可能性があるとしている。

https://www.asahi.com/articles/ASMD35HCLMD3UTFK00Y.html?iref=pc\_ss\_date

**・3分でわかるキーワード　厚労省が指針「体罰の定義」**（フジテレビ／Yahooニュース・12月4日）

ニュースのキーワードをコンパクトにひもとく「3分ではてな」。

4日のテーマは「体罰の定義」。

「しつけ」と称した虐待事件があとを絶たない。

これは、子育て中の親だけが抱える問題ではなく、社会全体で子どもを守ろう、支援していこう、という取り組みが、少しずつ進んでいる。

2020年4月には、親の体罰を禁止する「改正児童虐待防止法」などが施行される。

これを受け、厚労省は、親から子どもへの体罰の定義を、「身体に何らかの苦痛、または不快感を引き起こす行為」と、今回初めて明確に示した。

このガイドラインでは、具体案も挙げられている。

何が体罰になるのか。

例えば、「口で3回注意したけど言うことを聞かないので頬をたたいた」、また、「大切なものにいたずらをしたので長時間正座をさせた」。

こういった手を上げるような行為ばかりではなく、「宿題をしなかったので夕ごはんを与えなかった」。

これは、いずれも体罰にあたるとなっている。

そして、ガイドラインでは、こういった身体的なものだけではなく、言葉も含まれる。

例えば、「お前なんか生まれてこなければよかったんだ」と、子どもの存在を否定するようなこと。

また、ついやってしまいがちだが、きょうだいを引き合いに出して、ダメ出しや無視をしてしまう。

こういったことも、子どもの心を傷つける行為として、指針案に盛り込まれている。

今回の指針は、あくまでも罰則を与えるようなものではなく、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むためのものではない。

こういったことが、子どもを傷つける行為なんだという認識を喚起して、できるだけ早く、相談窓口などへつながるよう促すもの、といったことが狙い。

厚労省は、2019年度内にも取りまとめていく方針。

日本だと、“愛のムチ”というような言葉があるので、どこかで「子どものためを思って」というところに考えてしまいがち。

“愛のムチ”は結局親の都合だけ、ということが、今回の指摘になると思われる。

親にとっては、“愛のムチ”のつもりでも、体罰や暴言が実際に子どもの脳に萎縮や変形などの大きな影響を及ぼしてしまうという研究結果がある。

子ども時代に厳格な体罰を受けた18歳から25歳の男女の脳をMRIで解析した調査があり、そうすると、感情や思考をコントロールする「前頭前野」の容積が、平均して19.1%減少してしまうという調査がある。

この「前頭前野」というのは非常に大事なところで、考えること、アイデアを出すこと、感情をコントロールすることなど、人間にとって重要な働きを担う部分。

そのため、幼少期に体罰などを受けてしまうと、人間が人間であるための重要な部分が育たなくなってしまう可能性もある。

https://headlines.yahoo.co.jp/videonews/fnn?a=20191204-00428363-fnn-soci

**・たたかない子育てどうやって？　体罰禁止、来年4月に法施行**（西日本新聞・12月13日）

体罰をしないための工夫

　親による子どもへの体罰を禁じる改正児童虐待防止法などが来年4月に施行される。厚生労働省の有識者検討会は3日、体罰の定義や予防策から成る指針素案をまとめた。体罰は子どもの成長や発達に悪影響を与えると科学的にも明らかになっているが、日本ではしつけの一環として容認されてきた背景がある。子育てに暴力を使わない社会は、どうすれば実現できるのだろうか。

　素案は、子どもの身体に苦痛や不快感を引き起こす行為（罰）はどんなに軽くても体罰に当たるとし、改正法で禁じられると明記。具体例として「頬やお尻をたたく」「長時間の正座」「夕飯を与えない」などを挙げ、暴言も「子どもの心を傷つける行為」として発達に悪影響を与える可能性があると強調した。

　一方、しつけは子どもをサポートして社会性を育む行為とし、言葉や見本を示して子どもが理解できる方法で伝える必要があると指摘。接し方や叱らずに済む環境づくりなど、体罰に頼らないための工夫も具体例を挙げて示した。

　　　　　　＊

　日本では体罰を容認する意識は根強い。公益社団法人「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」（SCJ）が2017年に2万人を対象に行った意識調査で、しつけのために体罰を容認する人は56・7％に上った。また、しつけの一環として子どもをたたいたことがある人は70・1％だった。

　改正法施行後も、監護や教育に必要な範囲で子どもを懲らしめることを親権者に認める民法の「懲戒権」は残る。2年をめどに在り方が検討される予定だが、懲戒権がある限り、しつけを口実にした虐待はなくならないとの指摘がある。

　一方、世界では58カ国が法律で体罰を禁止している。1979年、世界で初めて体罰禁止を法制化したスウェーデンでは、60年代に55％の親が体罰を肯定的に捉え、95％の親が体罰を行っていたが、2018年にはそれぞれ1％、2％に激減したという。

　同国では啓発のため、小冊子の全世帯配布、牛乳パックへの広告掲載、学校の授業での導入など大規模なキャンペーンを継続的に行っている。SCJ国内事業部の菊池美帆子さんは「日本でも法改正と同時に、啓発に力を入れて社会の意識を変え、体罰を使わず子育てできるように親を支援することが重要だ」と指摘する。

　　　　　　＊

　体罰は駄目と頭で分かっていても、言うことを聞かない子どもに思わず手を上げてしまうと悩む親は少なくない。

　東京都江東区で2人の子どもを育てている女性（38）もその一人だ。いくら口で言っても聞かないとき、気持ちに余裕がないといらいらが爆発し、お尻や手の甲をたたいてしまう。自身も子どもの頃、悪いことをしたらたたかれた。「たたく以外に、その場をどう収めたらいいか分からなかった」

　そんなとき、子どもの通う保育所で「はぴトレ講座」に参加した。家庭でよく起きる困った事例を親役、子役に分かれて演じ、声掛けの仕方を考えた。例えば、画面近くでテレビを見ているときに「近い」ではなく、「ここまで下がって見よう」と具体的に伝えて、できたら褒める、という内容だ。

　「声を荒らげそうになる前に、講座を思い出して声掛けができる日も増えた」と女性。怒りが爆発しそうなときはトイレにこもって深呼吸。「まだ理想通りとはいかないけど、少し子育てが楽になった」と話す。

　女性が受講したのは、たたかない、怒鳴らないしつけのこつを伝える「KOTOハッピー子育てトレーニング講座」の簡易版だ。区は16年から講座を開催しているが、7回の連続講座で受けられる人が限られていた。そこで昨年から区職員をトレーナーとして養成し、保育所や児童館で簡易版も開くようにしたという。

　加川彰こども家庭支援課長は「子どもとの向き合い方に悩む親はたくさんいる。誰もが気軽に講座に参加できるようにすることで、小さな悩みも相談できる機会をつくり、虐待など大きなトラブルになる前に防ぐことができるのではないか」と話している。

https://www.nishinippon.co.jp/item/n/567837/

**・他人の物を盗んだ子を叩くのは体罰！「しつけが理由の暴力」なぜアウトか**（現代ビジネス・12月16日）

子育てアップデート⑯しつけと体罰　島沢 優子

ジャーナリストの島沢優子さんは、教育の現場を長く取材してきた。自分たちが「された教育」だけを指針とするのではなく、正しい知識をもって「子どもが本当に伸びる子育て」を考える連載「子育てアップデート～子どもを伸ばす親の条件」。今回は厚生労働省が発表した指針で話題となったしつけと暴力、そして虐待についてお伝えする。

改正される児童虐待防止法

厚生労働省が発表した「しつけを言い訳に子どもへの暴力が虐待に発展してしまうことを防ぐ指針」について、議論が巻き起こっている。2018年3月に東京・目黒区で起きた船戸結愛ちゃんの虐待死事件などをきっかけに、来年4月に施行される改正児童虐待防止法に加えられたものだ。

罰則までは盛り込んでいないものの、身体に苦痛、または不快感を引き起こす行為は、どんなに軽いものでも体罰に当たるとされている。広く報道されている具体例はこんなものだ。

① 口で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩く

② 大切なものにいたずらをしたので長時間正座させる

③ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように殴る

④ 他人の物を盗んだので、罰として尻を叩く

⑤ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えない

5つの具体例のうち法律で禁止となる体罰はどれだと思うかと親たちに尋ね歩くテレビのニュースを見た。フジテレビの「めざましテレビ」（12月5日放送）では、親たちが次のように答えていた。

3児の母親だという40代の女性は①言うことを聞かないから頬を叩く③けがをさせたから殴る④盗みをしたので尻を叩くは「体罰ではない」。

「手をあげることが絶対にいけないとも思わない。叩かれて、痛みから思い出してくれる事もある」と自信たっぷりに答えていた。1歳5か月の子の父親(30代)は「事前に、次に聞かなかったら叩くよと言って叩けばいいのでは」と言う。

なかでも、3歳の娘を育てる40代の女性のコメントにうなずいたママたちは多かっただろう。

「子育ては母親の方が負担が大きいと言われている。さらにプレッシャーをかけられると母親をやめたくなる人が増えるかもしれない」

質問に答える親たちの表情を見ていると、自分たちが施された子育てを否定され、途方に暮れている様子が伝わってきた。厚労省は「体罰に頼らない子育て」を推進したいはずなのに、打ち出した体罰禁止のガイドラインだけが独り歩きしているからだ。

「子育てはしんどいから叩くくらいいいじゃないか」

そんな感情論で、子育てを語っていいものだろうか。ちなみに、１から５すべてがアウトである。

体罰をしなきゃ弱くなる」

2013年に教育界やスポーツ界がこぞって「暴力根絶宣言」をした直後も、まったく同じ反応が見られた。

女子バレーボールの元全日本選手の有名タレントは「体罰をしてはいけないとなってしまうと、日本のバレーは弱くなる」と憂いたし、競泳女子の元五輪選手は「集中できないときなどに喝を入れてもらわなきゃいけないときがある」と必要性を訴えた。

それから6年。今や学校やスポーツの現場で暴力が発覚すると、指導者は監督の座を追われる。競技団体によってまだ程度はまちまちだが、指導資格のはく奪というペナルティーもある。生徒はスマートフォンで体罰の様子を動画で撮影。保護者は体罰を受けた子どもたちの話をメモに残し、学校側や教育委員会へ訴えるときはボイスレコーダーで会話を録音する。

関係者が敏感になってきたのは、社会全体が、学校やスポーツの世界に暴力は必要ないと考え始めたからだ。

筆者は13年から部活での暴力指導の問題を追っているが、当初は暴力事件の報道に「鉄拳指導は必要悪だ」と容認する声が多かった。ところが、最近はネット報道につくコメントには「まだやってるのか」「スポーツの指導に暴力はいらない」「いい加減やめろ」といった反対派がほとんどだ。

これはこの6年の間に、体罰が生徒、選手に悪影響を与えることが理解され、「暴力に頼るのはダメな指導者」という価値観が生まれたからだ。それと当時に、暴力に頼らない指導法が各競技団体の努力もあって少しずつ広まっている。

例えばサッカーは、パイ（競技人口）が大きいため暴力指導のニュースは減らないが、小学生（四種）のカテゴリーにわずかな変化がみられる。プロ化したバスケットボールも、日本代表の強化がひと段落した今、幹部は「育成の改革に本腰を入れたい」と話し、さまざま動き始めた。

それでも、指導現場に暴力やパワーハラスメントが依然としてはびこる。

スウェーデンも6割が体罰肯定派だった

スウェーデン政府によって刊行され、2009年に日本語訳された「Save the Children」によると、日本に先駆けて1979年に家庭での子どもへの体罰を禁じたスウェーデンは、グラフのように社会の認識を大きく変貌させた。1960年代に体罰を使う人が100％近かったのに、2000年代は10％まで減少している。

『Save the Children』2014年改訂版より

人の意識を変えるには、実に半世紀かかるわけだ。その間に虐待で消える命や、子どもたちの体や心の傷を思うと何ともやりきれない。

体罰はなぜアウトなのか

よって、日本はスポーツ界の暴力根絶と同様、家庭での根絶を推進する過程で「体罰がなぜダメか」を、とにかく粘り強く、正確に、わかりやすく伝える必要がある。

まず、子どもの成長に悪影響がある。

福井大学の友田明美教授（小児神経学）は、米ハーバード大学と共同で、子ども時代に体罰を受けた経験がある18～25歳の若者について、MRI（磁気共鳴画像化装置）を使って脳の変化を調査。厳しい体罰により前頭前野の容積が19・1％減少することが判明している。

成長の過程で前頭前野の一部が壊されると、うつ病に類似した症状が出やすく、犯罪抑制力に関わる部位でもあるためキレやすくなる。つまり、体罰を繰り返し受けている子どもたちは非行に走りやすくなる。

体罰を受けないことは子どもの「権利」

じゃあ、叩かなければいいのかといえば、そうではない。言葉の暴力は視聴覚野を変形させるため、言葉の理解力が低下する。暴言を浴びてストレスフルな期間が長ければ長いほど影響は大きいこともわかっている。

２つめは、体罰が虐待への入り口となっている事実だ。児童虐待事件で、逮捕された親がしつけを口実に正当化するケースは非常に多い。今回の児童虐待防止法改正の起点になった結愛ちゃんの父親もそうだった。

３つめは、子どもの権利条約。体罰がなぜダメかと言えば、日本も批准した「子どもの権利条約」で、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力を防ぐことが求められていることを、親である私たちはもっと理解しなくてはいけない。

しかしながら、民間団体「Save the Children Japan」が大人2万人を対象にした全国調査では、しつけのための体罰を容認する20歳以上の人は6割弱に上っているという。「育てられたように育ててしまう連鎖」の悪い部分を、ここで断ち切ってしまわなくてはいけない。

そもそも、なぜ子育ては、お母さん限定で論じられやすいのか。

「母親をやめたくなる」は一般の方のコメントだが、元衆議院議員で子育て中という女性は「お母さんたちを追い詰める法律」などと強く批判している。しつけや教育を担うのは女性だと決めつけているように見える。

2013年に暴力根絶へと舵が切られたとき、そのきっかけになった高校バスケットボール部員体罰死事件の遺族は、それにかかわるすべてのニュースを録画していた。当時はまだSNSが今のようには発達していないため、元選手たちが暴力を容認する発言はそんなに残っていない。

しかし、今はネット上に言葉が残る。

「家庭のしつけは個々の問題で国が口をはさむものじゃない」

元衆議院議員らはしきりに体罰容認論を繰り返している。

5年後、10年後。ネット上に残ったコメントについて、彼女たちに意見を聞いてみたい。

https://gendai.ismedia.jp/articles/-/69198

**・「法律で体罰禁止」 指針案に戸惑う親たち…理想と現実のギャップを埋めるためにすべきこと**（FNN.jp・12月20日）

厚労省、体罰に関する指針案を発表

2018年3月に東京・目黒区で起きた船戸結愛ちゃんの虐待死事件などをきっかけに、しつけを名目とした児童虐待を防ぐため、2020年4月、親の体罰を禁止する「改正児童虐待防止法」が施行される。

これに先立ち、12月3日に厚労省の指針案が示されたが、まとめられた体罰の具体例としては…

・口で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。

・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。

・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。

・他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた。

・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

罰則は盛り込んでいないが、身体に苦痛、または不快感を引き起こす行為は、どんなに軽いものでも体罰に当たるとされている。

制度と親の間に…意識ギャップ

厚労省の担当者は、「これは保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたもの」としているが、しつけと体罰の線引きの難しさに子育て中の母親たちからは、以下のような声が聞かれた。

・軽くても禁止なら、わたしには守れないと思います。（10歳と7歳と3歳の子の母親）

・スーパーでイヤイヤと寝転がったり、おもちゃを投げつけるなど、してはいけないことをした時だけ、しつけとしてたたくことがある。(2歳の子の母親)

・悪いことをしてゲンコツされるのと、親が八つ当たりで理由なく殴るのでは、見え方が同じでも全然違う。(11歳と9歳の子の母親)

・「体罰しない子育て」は、理想論でしかない。育児の負担を1人で抱え込まずに、家族で家事を分担…と言うのは簡単ですが、現実はそう簡単ではない。パートナーの長時間労働や、共働きしないと子どもを養えない環境が変わらないと、結局、何も変わらないのではないだろうか。(2歳と1歳の子の母親)

親が変わっていかなければならない時代の過渡期

こうした制度と親の間にある意識ギャップを埋めるためには、どうしたらいいのか？

ジャーナリストで東京大学大学院情報学環客員研究員、2児の母でもある、治部れんげさんにお話を聞いた。

ーー「しつけ」のためなら、「体罰」は許される?

子どもをたたくとか、ご飯を与えないというのは、親の感情であって、しつけとはまったく関係ないです。

「親の言うことを聞かせるためにたたく」という行為が、人権侵害だという認識が、多くの人にないと思われます。

30～40代の子育て世代の中には、親や教師にたたかれて育った人もいると思うので、「しつけ ＝ たたく」と、誤解しているのではないでしょうか。

40年前、世界に先駆けて体罰を禁じたスウェーデンでも、当時は、制度と親の間に意識ギャップがあったそうです。

いまの日本も同じ状況にあると言えます。

職場でのセクハラやパワハラなどのハラスメントが、悪いことだと世間に認知され、一昔前に比べると少なくなっていると思われます。

「何がだめか」は、時代によって変化します。

つまり、「子どもへの体罰」も、親の価値観が変わっていかなければならない時代の過渡期にあると言えます。

「体罰禁止」だけでは変わらない…育児負担軽減もセットで

ーー制度と子育てする親の間にある意識ギャップを埋めるためには、具体的にどういったことが必要でしょうか?

日本の課題には、母親に育児の責任や負担が偏っていることが上げられます。

特に、教育虐待などは、母親が追い詰められている事例も多くあります。母親の負担を丁寧に拾っていくことをセットでやらないと、体罰を禁止するだけでは現状は変わらないと思われます。

具体的な改善策としては、自身の経験から、以下の2つが重要と感じます。

1. 親に子育てを学ぶ場所を提供するため、保育園の一時預かり拡充

母親だけが育児をしていると余裕がなくなってしまいます。

待機児童対策が優先されがちですが、主婦・主夫が一時預かりを利用できる枠を確保したり、保育予算を大幅に増額することが、体罰をなくすためには大事なことです。

育児負担が集中する核家族の主婦・主夫こそ、もっと保育園を利用できるようにすべきだと思います。

子育てを初めて経験する母親は、「子どもの育て方がわからない」というのが本音だと思うので、子育てのプロである保育士さんから学ぶことによって、親が落ち着くこともあると思います。

例えば、イヤイヤする幼い子どもに対して、「あ、あそこに鳥がいる」と声をかけて、気を紛らわしてあげるテクニックなどを保育士さんたちは知っていて、怒鳴らずに、叱らずに、子どもの気持ちを切り替えてあげることができます。

特に、都市部の核家族こそ、保育士さんから保育を学ぶといいのではないかと思います。

2. 母親のワンオペ育児の負担軽減を通じた環境整備

不要な体罰を減らすためには、まず母親の負担軽減が重要ではないでしょうか。

追い詰められてしまう要因として、子育てを1人でやっているケースが考えられます。

負担の偏りを改善するためには、誰かに助けてもらえる環境を整備することが大切になってきます。

配偶者や祖父母など、複数の大人が周りにいて手を借りることができれば、イライラ起因の体罰は減らせます。

具体的には、小さな子を持つ父親を、夕食の時間までに家庭に帰すようにするなど、企業側にも義務として、意識改革を求めたいと感じます。

特に、企業の忘年会は、育児時間に影響がないよう、就業時間内に飲んでいただきたいですね。

ーー子育て経験者として、アドバイスをするとしたら?

子どもが幼い場合は、子育てのタイムテーブルを一度忘れてみるというのも有効かもしれませんね。

「何時までに帰らなきゃいけない」、「何時にご飯を食べなければならない」、「何時までに寝ないといけない」といったことをやめると、子どもをせかしたり、怒鳴らなくてすみます。

そうすることで、子どもが自主的にできるようになる場合もあると思います。

また、家事の手を抜くことですね。

子どもにイライラするくらいなら、外食する機会を増やしたり、外注できる家事はお任せするなどして、母親の心の安定を最優先することも大切ではないでしょうか。

どのような子育てをしたら、わが子を正しい大人に導くことができるのか。

答えは1つではない難しい問題ではあるが、たたくより効果的な“しつけ”ができるよう、親の価値観や労働環境が変わらなければいけないタイミングなのではないだろうか。

https://www.fnn.jp/posts/00049465HDK/201912201900\_FNNjpeditorsroom\_HDK

**＊障がい**

**・「医療的ケア児」地域で生活を　小児科医、岩本彰太郎氏**（日経新聞・12月3日）

鼻から胃に通したチューブで栄養を取る。たんの吸引や人工呼吸器が欠かせない。10年前に比べ、医療的ケアを必要とする子どもは全国で1万8000人に倍増した。新生児医療の進歩で超未熟児らの命を救えるようになったからだ。

「生まれた病院から自宅に移った子どもと家族の生活を、どう支援するか」。三重大学医学部付属病院（津市）の小児科医、岩本彰太郎さん（52）は地域密着の在宅医療に取り組む。

小児トータルケアセンターのセンター長。前身の小児在宅支援部を2012年に立ち上げた。すべては「あの少女」から始まった。10年ほど前の出来事だ。

小児がんが専門だ。多くの子どもを病棟でみとった。少女もまた、余命幾ばくもなかった。入学した高校には一度も通えずじまい。残された時間を察したのだろう。振り絞るような声で訴えた。「家に帰りたい」。親もそれを望んだ。

過去の診療を遡っても末期の子どもが在宅で最期を迎えた例がない。それでも手を尽くした。往診を任せられる地元の医師を中心にチームを編成し、少女を送り出した。2週間後、訃報が届く。弔問の同級生が自宅の周りを囲むように並んだ光景が忘れられない。

チーム編成のノウハウは少女の置き土産だ。16年の法改正で「医療的ケア児」の存在が明記された子どもたちの支援でも生きる。

「みえる輪ネット」は三重県松阪市を拠点とする地域組織だ。16市町の行政に呼びかけ法改正の年に設立した。県北部で活動していた2組織と連携。昨年、4つ目の地域組織の発足に関わり、県内全29市町のネットワーク化が実現した。

コンビを組む副センター長の看護師や相談支援専門員、介護ヘルパー……。医療と福祉の現場力を結集し「重い障害があっても地域で生活するのが当たり前の社会」を願う。支援の真価はこれから問われる。

教育現場の受け入れは進んでいない。「医療的ケアを行える人材がいない」との理由で地元の学校に通えない例が全国で相次ぐ。「小1の壁」だ。県内の医療的ケア児の数は約240人。就学前が半数を占める。

「みえる輪ネットなど4つの組織の機能を強化したい」。関係機関の助言や指導を行う専門チームの新設を組織ごとに始めた。全県ネットの人材の底上げも図る。目指すのは「大学病院の新たな地域貢献」だ。

名古屋市の高校から三重大学医学部に進んだ。高校の部活でアーチェリーを始め、大学時代は全国大会の場数を踏んだ。目指す先の的は外さない。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO52928480T01C19A2CN8000/

**＊子どもの貧困**

**・社説［子の貧困対策大綱］改善の道筋　見通せない**（沖縄タイムス・12月5日）

　今後５年間で取り組むべき子どもの貧困対策の基本方針を示した新たな大綱が閣議決定された。

　貧困の現状や対策の進み具合を検証する指標を増やし、全国調査の実施に踏み込んだのが大きな特徴だ。

　ただ改善に向けての数値目標は、今回も盛り込まれなかった。「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会」への道筋は必ずしも明確ではない。

　政府が５年前に初めて策定した現大綱には「子どもの貧困率」や「生活保護世帯の子どもの大学等進学率」など２５の指標が使われている。

　見えにくいとされる貧困をより多面的に把握するため、新大綱には「ひとり親の正規雇用割合」「公共料金の滞納経験の有無」などが追加され３９指標となった。

　新指標に盛り込まれた電気料金の滞納経験は、子どものいる全世帯が5.3％だったのに対しひとり親世帯は14.8％、食料が買えなかった経験は、全世帯の16.9％に対しひとり親世帯は34.9％と高かった。

　より厳しい状況にあるひとり親家庭に焦点を当て、生活に関わるデータに着目したことは、相対的貧困の可視化を促すのではないか。

　核家族化に加え、人間関係の希薄化、自己責任論の根強さなどから貧困世帯は孤立しがちである。

　自ら訴えることができない子どもたちが取り残されることがないよう、支援を必要とする家庭を早期に見つけ、対策につなげてもらいたい。

■　　　　■

　現大綱策定以降、子どもの貧困率は16.3％から13.9％減少、生活保護世帯の子どもの大学・専修学校進学率は32.9％から36.0％に改善している。

　しかしいまだに７人に１人の子が困窮した生活を送り、ひとり親世帯では２人に１人という深刻な状況がある。生活保護を受給している世帯の大学などへの進学率も全世帯の半分に満たない状況だ。

　ひとり親世帯の「命綱」といわれる児童扶養手当も拡充とはいうものの、第１子に比べ、第２子、３子が低額なのは制度設計に問題があるからではないか。

　日本の教育への公的支出が、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国の中で最低水準にあることはよく知られている。直近の調査でも３５カ国中３５位だった。

　この間に講じられた対策の効果はどうだったのか、しっかり検証する必要がある。

■　　　　■

　注視したいのは、来年度にも実施される子どもの生活実態に関する全国共通の調査だ。自治体ごとに比較分析し、取り組みを後押しするという。

　新大綱は「沖縄における施策の推進」にも触れ、「深刻な実態を踏まえ検討を進める」と記す。全国の２倍近い子どもの貧困率を考慮してのことだろう。

　就学援助制度の認定基準や子ども医療費助成制度の対象は、自治体間で大きな差があることが分かっている。

　全国調査を踏まえた上で、国のリーダーシップで、育ちの土台を整えるべきだ。

https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/506624

**＊性暴力**

**・子どもへの性被害生む児童ポルノという引き金**（東洋経済オンライン・12月13日）

｢個人のお楽しみ｣で片づけていい話ではない

斉藤 章佳 : 大森榎本クリニック 精神保健福祉部長

近年、子どもへの性犯罪に関するニュースが後を絶たない。加害行為のきっかけとして児童ポルノがあるが、加害者たちは現実とファンタジーの区別はついているのだろうか？（写真：ryanking999／PIXTA）

子どもへの性犯罪に関するニュースが、今年も後を絶たなかった。10月末には、教え子の女子児童7人に対する強制性交罪や児童ポルノ禁止法違反罪などで起訴されていた元小学校教員の男性（35歳）に対し、検察が懲役15年を求刑したと報じられた。その際、検察は「小児性愛の傾向は顕著」「再犯の可能性がある」と厳しく非難したという。

精神保健福祉士・社会福祉士の斉藤章佳氏は、11月に発売された新刊『「小児性愛」という病～それは、愛ではない』で、子どもへの継続的な性的関心とその行動化は、精神疾患の1つ“小児性愛障害”と見なされること、それこそが再犯率が高い理由の1つであることを明らかにしている。

これまで加害者臨床の現場で150人を超す性犯罪加害者と関わってきた斉藤氏は、加害行為のきっかけになるものとして児童ポルノを挙げている。愛好する者らはよく「現実とファンタジーの区別はついている」と主張するが、はたしてそれは本当か？

以下、同書の一部を抜粋・再構成して紹介する。

“個人のお楽しみ”で片付けていい話ではない

児童ポルノ禁止法（正式には、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）は2014年の改正時に、単純所持することも処罰の対象となりました。

この単純所持について、個人の性嗜好を法で規制することの是非を問う声があります。児童ポルノの製造は表現の自由であり、所持するのも自由だということです。しかし、彼らが楽しんでいるものは子どもの犠牲のうえに成り立っています。そうした児童ポルノに需要があるという前提のもと、また新たな児童ポルノが製造され、被害者が増えます。“個人のお楽しみ”で片付けていい話ではないのです。

「現実とファンタジーの区別はついている。児童ポルノを見ても、実際の子どもに手をかけるなんてことはない」というのは、典型的な認知の歪みの1つです。自身が子どもに加害行為をしていなくても、それに加担している事実にふたをしています。

また、当院のデータでは加害経験がある者のほぼ100％がなんらかの児童ポルノを見ているという事実があります。

2017年、国内最大規模の児童ポルノ販売サイトを警視庁などが摘発し、同サイトからDVDを購入し、所持したとして、児童ポルノ禁止法違反（単純所持）の疑いで約870人が書類送検されました。捜査の過程で一部の容疑者が子どもに性加害をした疑いが判明し、そのうち少なくとも約20人が強制わいせつなどの疑いで逮捕されたという報道がありました。

870人の20人、全体の約2％ですから、この数字だけ見るとごく一部の対象者の問題だと感じられるかもしれません。しかし、加害者1人につき被害者が1人とは限りません。

私が、とある地方の刑務所で性犯罪で服役している受刑者の前で講話をしたときのことです。私はアメリカの研究者エイブルによる「1人の性犯罪者が生涯に出す被害者の数は、平均380人である」という研究を彼らに紹介しました。

その中には子どもへの性加害を繰り返していた男性が何人かいましたが、次のように答えたのです。

「380人ですか……僕はその3倍はしていると思います」

ほかの小児性加害者たちも、大きくうなずいていました。

警察当局は先の摘発について、「子どもを狙った性犯罪の入り口になっている」と見解を発表していますが、これは児童ポルノをめぐる問題の本質をずばり言い当てています。

児童ポルノは子どもへの性嗜好に気づくきっかけ

小児性愛障害と診断された者たちは、生まれながらにして子どもへの性嗜好を持っていたわけではなく、社会の中でそれを学習し、身に付け、強化していきます。児童ポルノはその「パンドラの箱」を開けるきっかけとなっている可能性がとても高いといえます。

もしこの社会に児童ポルノがなかったら――そんな“たられば”を言ってもしょうがないですが、子どもへの性嗜好に気づいたきっかけが児童ポルノとの出合いだったというのは、小児性犯罪の治療グループで聞かれる定番中の定番のエピソードです。

そして児童ポルノを通して彼らは「子どもは性的な存在である」というメッセージを受け取り、認知を歪めていきます。見れば見るほど、それを利用してマスターベーションを繰り返せば繰り返すほど、問題行動は強化されていきます。

被写体となっている子どもは、そう見られることを嫌がっているような顔はしていないでしょう。歪んだ認知でもって見れば、むしろ喜んでいると受け取れる笑顔を向け、自ら積極的に扇情的な振る舞いをしているように見えるはずです。そうやって彼らの認知は、ますます歪んでいきます。

「児童ポルノがあるから現実の子どもにいかなくて済んでいる。なければ、子どもへの性犯罪はもっと増えると思うよ」というのは、まったく逆です。児童ポルノに触発されて実際の子どもに加害行為をする者もいる、と考えるほうが現実的ですし、そのように語る加害者に私は何人も会ってきました。

加害行為をする前には、トリガー（引き金）があります。クリニックに通院する者たちに「加害行為の前に何をしていたか、どんな状態かだったか」を振り返ってもらうと、子どもとのセックスを想起し過剰なまでにマスターベーションをしたというエピソードがよく出てきます。1日に8回もしていたという者もいました。言うまでもなく、そのときには児童ポルノがセットになっています。児童ポルノは確実にトリガーとなりうるものなのです。

児童ポルノに出合わなくとも、なんらかのきっかけで彼らが子どもへの性的関心を抱くようになった可能性はあります。けれど児童ポルノに出合わなければ、それが強化され認知が歪むプロセスをどこかで食い止められた可能性は無視できません。

児童ポルノと表現の自由について議論するときは、常にその背景に被害を受けている子どもがいることを忘れてはなりません。これを加害者臨床では「ダブルクライエント構造」と呼んでいます。

“被害者のいない児童ポルノ”

これに対しての反論に「“被害者のいない児童ポルノ”もある」というものがあります。「漫画やアニメ、CGを利用して作成された“子どもにしか見えない”人物の描写」のことです。それらは現実の子どもを傷つけておらず、ただ個人で楽しむことを目的に作られたものなので、規制はそのまま「表現の自由」への侵害になるという主張です。

実在しない架空の子ども、非実在の子どもが描かれる児童ポルノは、確かに直接的には被害者を生んでいません。視覚に訴えず文章だけで記された、小説のようなポルノもこれに該当するでしょう。

日本では、どう見ても子どもにしか見えない人物が登場する、成人向けの漫画やアニメ、ゲームなどが多数、流通しています。同人誌など個人が直接販売するものも含めると、数えきれないほどになるはずです。

児童ポルノ禁止法が2014年に見直される前にも、この問題は大きな争点となりましたが、漫画やアニメ、CGによる子どもの描写を児童ポルノとしてその製造や運搬、提供、陳列、単純所持を処罰の対象としようという改正案は見送られました。

しかし、加害者臨床の現場で接する小児性愛障害者らが、実在する子どもと、そうでない架空の子どもとを明確に区別しながら児童ポルノを利用していたとは感じられません。

ここで議論されているものとは少しずれますが、アダルトビデオなどでは18歳以上の女性を出演させ、明らかにそれ以下の子どもを演じさせます。服装やメイクによっては、10代前半といわれても何ら違和感がないといいます。

実際には18歳以上ですからそのようなメディアに出演すること自体は法に触れません。しかし見る側は、そこに“子ども”を見ます。中には本当の子どもでないと興奮できないという者もいますが、大抵は“子どもに見える”のであれば、それをリソースとして空想を広げることは十分可能のようです。

漫画やゲームでも明らかに子どもの姿態を描いていながら、その登場人物の年齢を18歳以上に設定するという手法は、よく採用されているようです。

実際は18歳以上でも、認知に影響を及ぼす可能性は高い

いずれも現在の法律では、「現実の子どもが被害に遭っているわけではないから問題ない」とされてしまいますが、やはり大なり小なり見る者の認知に影響を与える可能性が高いといわざるをえません。

『「小児性愛」という病～それは、愛ではない』（ブックマン社）。書影をクリックするとアマゾンのサイトにジャンプします

特に漫画やアニメ、ゲームなどでは子どもの身体の一部が大きくデフォルメされ現実離れしたものになっていたり、行為の内容も過激になっていたりと、極端になりがちです。繰り返し見れば無意識のうちに刷り込まれ、大なり小なり認知構造に影響を及ぼす可能性は高いです。

「現実とファンタジーの区別はつく」――児童ポルノを愛好する人たちの常套句ではありますが、はたしてそうでしょうか？

児童ポルノを愛好するほとんどの人が現実とファンタジーの区別がついていても、その中から1人でも現実に加害をする者が出てくれば、それは対策が必要だということです。小児性犯罪は特にその傾向が強いということが、世界でも明らかにされつつあります。

子ども（にしか見えない者）を性的対象としていい、性行為をしていいという認知を持つ者が少なからずいる社会は、子どもにとって安全に生きられる社会ではありません。この認識が広く浸透していくことが、子どもへの性暴力を抑止することにもつながります。

https://toyokeizai.net/articles/-/317903

**・「抵抗できない心理状態」　娘への性的虐待で精神科医**（日経新聞・12月13日）

2017年に抵抗できない状態の19歳の娘に性的暴行を加えたとして、準強制性交罪に問われ、一審名古屋地裁岡崎支部で無罪判決を受けた男性被告の控訴審第2回公判が13日、名古屋高裁（堀内満裁判長）で開かれ、検察側証人として出廷した精神科医が「長年性的虐待を受ける中で、娘は（新たな暴行に）抵抗できない心理状態になっていた」と証言した。

抵抗が著しく困難な「抗拒不能」の状態だったかどうかが争点。精神科医は「抵抗しても暴行を受け、それまでの無力感やあきらめの気持ちに新たな恐怖が加わり、事件当時の心理面に大きく影響した」と指摘した。

今年3月の一審判決は性交が意に反するものだったと認定する一方、抵抗し拒めていた時期もあったなどとして「抵抗不能な状態だったと認定することはできない」と判断していた。

被告は17年8月に勤務先の会社で、9月にはホテルで抵抗できない状態に乗じ、娘と性交したとして起訴された。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53336820T11C19A2000000/

**・生徒のわいせつ被害、大阪府が調査へ　学校通さずに回収**（朝日新聞／Yahooニュース・12月20日）

　教師による生徒へのわいせつ行為やセクハラが絶えない。大阪府教育庁は来年度から、府立の中高や特別支援学校の生徒計約13万人を対象に被害の有無をアンケートで尋ね、学校を介さず、直接回収する方針を固めた。学校が回収すると、被害の訴えが加害側に知られる可能性があるためだ。府教育庁によると、直接回収の取り組みは全国的にも珍しいという。

　文部科学省によると、２０１７年度に強制性交や強制わいせつ、痴漢、盗撮などの行為で懲戒・訓告処分を受けた教職員は２１０人。うちほぼ半数の９７人が自校の児童・生徒へのわいせつ行為と認定された。都道府県別では大阪府は２０人とワースト１位で、東京都１８人、千葉県１３人、広島県１１人、北海道・沖縄県各１０人、愛知県９人、神奈川県７人など。政令指定都市別でもワースト１位は大阪市５人、２位は堺市と神戸市の４人と続く。

　府教育庁の生徒へのアンケートは府立中学１校、高校１５０校と、府立支援学校の４４校の計１９５校を想定。これまでも年２回、被害を尋ねる調査を実施していたが、各校が生徒の回答を回収していた。今後は生徒にアンケート用紙を配り、生徒から府教育庁に直接郵送してもらう。府教育庁の担当者は「これまで埋もれていた被害生徒の声を拾い上げたい」と話す。

　対策に動き出したきっかけは兵庫県尼崎市の市立小の男性教諭が今年９月、林間学校で引率した複数の女児に就寝中にわいせつな行為をした事件だ。府教育庁は同様の事例がないか事態を重くみたという。

　教員側の自覚を促す新たな取り組みもある。長崎県教育委員会は今年度、公立小中高の全教職員約１万４千人を対象に「心と性に関するチェックシート」を導入した。選択式の設問で、「小児性愛」の傾向が自分にあるのか自覚してもらうのが狙いで、回答は回収しない。県教委の担当者は「自分の行為をわいせつと認識していない教員にいくら研修をやっても届かない。自覚させることで問題の根絶をめざす」と話す。

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191221-00000035-asahi-soci

**・「女の子よりも狙いやすい」と加害者　知られざる男児の性被害の実態とは**（Buzzfeedjapan・12月21日）

性被害に遭うのは女性だけではない。思春期前の男の子が狙われる要因は。男児の被害が明らかになりづらい理由とは。

性被害というと女性の被害者がイメージされやすいが、男性が子どものときに被害に遭うことも少なくないという。

加害者はなぜ、男の子を狙うのか。子どもに性加害を繰り返す人たちに聞き取りをした、大森榎本クリニック精神保健福祉部長（精神保健福祉士・社会福祉士）の斉藤章佳さんに話を聞いた。

さいとう・あきよし / 1979年生まれ。精神保健福祉士・社会福祉士。大森榎本クリニック精神保健福祉部長。専門は加害者臨床。現在まで2000人以上の性犯罪者の治療にあたっており、「性犯罪者の地域トリートメント」に関する実践・研究・啓発活動をしている。著書に『男が痴漢になる理由』『万引き依存症』など

表に出にくい男の子の被害

斉藤さんは加害者臨床を専門とし、東京都大田区の榎本クリニックで、性犯罪を繰り返す人を対象にした再犯防止プログラムのディレクターをしている。

2006年、性犯罪の再犯を防ぎ続けるためのプログラムを立ち上げ、2018年には、日本で初めて子どもへの性加害を繰り返す人に特化したプログラムを始めた。

2019年5月までにプログラムを受講した小児性加害者117人に聞き取った結果を、著書『「小児性愛」という病』にまとめた。

「外でひとりで遊んでいる子に『手伝ってほしいことがある』と声をかけて人目につかないところに連れ込んだんです。用意しておいたガムテープを口に貼ってズボンを降ろしたところ、その子が思った以上に嫌がって......。

結局、何もできずに解放したのですが、ひとりそこに残されたら怖くなったんですよ。このままだと自分はいつか子どもを殺してしまう、と」

これは、50代後半のケンタロウさん（匿名）が、斉藤さんに語った内容だ。本の巻末に収録されている対談から抜粋した。

ケンタロウさんは、中学生の頃から男の子への性加害行為を繰り返してきた。19年前、強制わいせつ未遂の罪で執行猶予付きの有罪判決を受けてから、東京都内で開かれている性的強迫症者の自助グループに参加している。

斉藤さんは「男児の性的被害の実態はあまり知られていませんが、表に出ていない被害も含めると、かなりあると考えられます」と話す。

男児の性被害には、強制わいせつや、写真を撮影される児童ポルノがある。男の子が標的になるのには、いくつかの要因があるという。

近づきやすい

斉藤さんによると「加害行為のしやすさ」は大きな要因だという。

「加害者は、自分の生活圏内で、人目につきにくい場所を選んでいます。犯行場所で多いのはトイレです。公園や駅、ショッピングセンターのトイレなど、子どもが保護者から離れてひとりになるタイミングを狙っているのです」

「男子トイレなら、大人の男性が個室に潜んでいても怪しまれることはありません。『ちょっと来てごらん』などと言葉巧みに個室に誘い込み、性器を触ったり、口淫させたり、半裸の下半身の写真を撮ったりといった加害行為に及びます」

どんな状況であっても被害者に責任はないが、女の子は幼い頃から保護者に「怪しい大人には気をつけなさい」などと言い聞かせられ、ひとりで行動しないよう注意されているのに対し、男の子にはそこまでの注意喚起がされていないことがある。

あらかじめ関係性をつくったうえで加害行為に及ぶケースも多い。保護者に警戒心を抱かせにくいという点でも、同性のほうが近づきやすいとも考えられるという。

法務総合研究所 研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」より / Via moj.go.jp

強制わいせつの被害者の人数は女性のほうが圧倒的に多いが、男性だけをみると、0〜12歳に被害が集中していることがわかる

「『男の子のほうが無邪気で素直』だから加害しやすいのだという加害者もいます。加害者は子どもの警戒心を解くのがうまく、巧妙に口止めをしますから、明らかになっていない被害も多いでしょう」

聞き取りをした117人の加害行為の主な内容は「性器を触る、触らせる」が44%と大半だった。

知らないうちに

被害者支援に携わる臨床心理士の齋藤梓さんによると、男の子は、自分が性的な被害に遭ったと認識していないケースが多いという。

「ズボンを下げられたり、自慰行為を強要されたりしたことについて、それが性暴力であると理解していない男の子や、周囲の人たちが少なくありません」

「また、寝ている間に撮影されるなど、知らないうちに被害に遭っていることもあります」

2017年2月、キャンプ教室の添乗員が、子どもが寝ている間を狙ったり薬を塗るふりをしたりしてわいせつな行為をして動画を撮影したなどとして、2つの男児ポルノ撮影グループが摘発された。被害児童は40人以上にのぼり、4〜13歳の168人だという報道もあった。

神奈川新聞によると、ツアーに参加した男児のほとんどが被害に気付かず、自覚があっても「恥ずかしくて親に言えなかった」と話していたという。

「成長してから行為の意味に気づいて、大きなトラウマを抱えることがあります。男の子にも日頃から、プライベートゾーンを触られたときのSOSの出し方などを、注意喚起しておくことが必要です」（斉藤さん）

「仕方なく」女の子に

前出のケンタロウさんは、このようにも語っている。

「僕の場合、幼い女の子がまったく対象にならないかというと、そんなことはないんです。胸が膨らんでいたり、アンダーヘアが生えていたりしたらもうダメなんですが、それ以前の子には興味がありました」

「当時の児童ポルノでも、12歳前後の男の子を描いたものは絶対数が少なかったんですよ（略）。思春期前なら男の子も女の子も見た目はそう変わらないので、嫌ないい方ですが、女の子を描いたコミックで妥協していたところもありました」

斉藤さんによると、女児、男児以外は対象にならないという「真性」の小児性加害者（単純型）もいれば、どちらも対象になるという人もいる。また、聞き取りをした117人の約半数（54%）に、成人女性との性交歴があった。

「聞き取りをした人の多くには、成人女性から相手にされないという挫折経験から、無条件に受け入れられたい、承認されたいという強い欲求がみられました」

「そのためには自分のほうが圧倒的に上の立場であることが必要ですから、より立場の弱い者を求める傾向があります」

小学生以下では、男児のほうが身体的にも精神的にも女児に比べて発育が遅く、加害者に言わせると「無邪気で素直」なことや、前述のように警戒心が弱かったり、被害の自覚をしづらかったりする傾向があることから、女児よりも支配下に置きやすいと考えているようだ、という。

半数にいじめられた経験

一方で、そのような思考に陥る背景として、見過ごせない聞き取り結果があった。約半数（54%）に、学生時代にいじめられた体験があったのだ。

ズボンを脱がされて女子の前で歩かされたり、筆で性器をいじられたり、同級生らの前でマスターベーションを強要されたりといった、悪質な性的いじめもあった。

虐待、親のアルコール依存など、適切ではない養育環境で育った人も36%いた。

親戚の男性から性器をもてあそばれる、親のセックスを見せられる、風呂場で酔っ払った父親から自慰行為を強要される、などの性的虐待を経験していた人も含まれる。

「飼育したい」という加害者

「成人女性のことを『怖い』という声は少なくありません。同年代の女性から拒絶されたり受け入れられなかったりした逆境体験が、圧倒的に弱い立場の相手を支配したい、征服したい、優越感を感じたいという欲求につながっていると考えられます」

子どもに性加害をする動機について、「飼育欲」「開発したい」「所有して自分好みに育てたい」といった言葉を使う加害者たち。

こうした強い支配欲が、子どもとセックスしたいという欲求を強固なものにする。そして、実際に加害行為につながるリスクがある、と斉藤さんは危惧する。

性犯罪の中でも、子どもへの性加害は再犯率が特に高いことがわかっている。

次回の記事では、逮捕され、出所した後も加害行為を繰り返してしまう背景に、何があるのかを紐解いていく。

https://www.buzzfeed.com/jp/akikokobayashi/pedophilia2

**・性犯罪者の社会復帰支援　元受刑者利用4割止まり　大阪府条例、周知など課題**（毎日新聞・12月23日）

　「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」に基づき、出所後の住所や連絡先などを府に届け出た元受刑者のうち、カウンセリングなど府の支援を受けたのは4割にとどまることが府の調査で明らかになった。社会復帰支援は住所の届け出義務と並ぶ条例の柱だが、「仕事が忙しい」「行政は信頼できない」などと敬遠されていた。専門家は、条例の周知や、国と自治体が情報共有できる法整備の必要性を指摘している。

　子供への性犯罪を防ごうと2012年10月に施行された同条例は、18歳未満にレイプや強制わいせつなどの性犯罪を犯した元受刑者が刑期満了5年以内に府内に住む場合、住所、生年月日、連絡先、罪名などを届けるよう全国で初めて義務付けた。違反者には5万円の過料が科される罰則もある。

　一方で、届け出た元受刑者に対して府が社会復帰に必要な相談や支援を行うと定め、臨床心理士や社会福祉士らによるカウンセリングを5年間無料で受けられる支援プログラムを設けた。府は検証のため19年に初めて運用状況をまとめた。

　府によると、施行から18年3月までの5年半に府に届け出た元受刑者121人のうち、希望した49人が相談や支援を受けた。社会復帰には継続的なカウンセリングが必要とされるが、11人は1回だけで、5割以上は10回以下だった。

https://mainichi.jp/articles/20191222/k00/00m/040/236000c

**・教員のわいせつ処分最多　282人、文科省調査**（日経新聞・12月24日）

2018年度に全国の公立小中高校などでわいせつ行為やセクハラを理由に処分を受けた教員は計282人で、過去最多となったことが24日、文部科学省の調査で分かった。これまで最多の16年度を56人上回る大幅増だった。神戸市立東須磨小で教諭4人が同僚をいじめていた問題を受け、文科省が初集計した教職員間のパワハラなどによる処分は32人だった。

文科省は、わいせつ行為などでの処分が過去最多となったことに「SNS（交流サイト）の普及で教員と子どもが学校外でもつながりやすくなっていることが一因ではないか」と指摘。繰り返し処分を受ける教員が教壇に立てないような教員免許の在り方を検討する。

また、性被害を告発する「＃MeToo」（「私も」の意）運動の広がりによって問題の深刻さが広まり、事案が表に出やすくなった面もあり得るとしている。

わいせつ行為やセクハラの具体的な行為については、「体に触る」が89人で最も多かった。「盗撮・のぞき」が48人、「性交」が41人など。所属校の児童生徒や卒業生、そのほか18歳未満の子どもが被害者だったのは全体の64.2%だった。

懲戒処分の内訳は、免職163人、停職57人、減給18人、戒告7人。訓告などが37人だった。全体の97.9%となる276人が男性で、学校種別では小学校75人、中学校86人、高校101人、特別支援学校19人、中等教育学校1人だった。

初めて集計したパワハラなど教職員間のトラブルによる処分は、停職などの懲戒処分が9人、訓告などが23人だった。同僚に無料対話アプリ「LINE（ライン）」で繰り返しメッセージを送りつけたり、送別会でグラスを投げつけてけがをさせたりする事例があった。

精神疾患で休職した教員は前年度比135人増の5212人。体罰で懲戒や訓告などの処分を受けたのは7人減の578人だった。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53748070U9A221C1CR8000/

**・わいせつ・セクハラで処分の公立校教員、過去最多の２８２人…教員間トラブル３２人**（読売新聞・12月24日）

　児童生徒らへのわいせつ行為やセクハラで２０１８年度に処分を受けた公立小中高校などの教員数が、２８２人で過去最多となったことが２４日、文部科学省のまとめでわかった。パワハラなど教員間のトラブルについても初めて調査し、計３２人が処分されていることも明らかになった。

　発表によると、わいせつ行為などでの懲戒免職は１６３人、停職は５７人、残り６２人は減給処分以下だった。処分を受けた教員は前年度よりも７２人増えた。

　学校ごとの内訳は高校１０１人、中学校８６人、小学校７５人、特別支援学校１９人、中等教育学校１人。被害者は勤務校の児童生徒が１２４人、勤務校の卒業生が１４人、勤務校以外の１８歳未満が４３人だった。

　文科省の担当者は「ＳＮＳにより、学校外でも教員と児童生徒がつながる機会が増えたことが一因ではないか」としている。

　教育委員会の中には、わいせつ行為に対して、懲戒免職以外の処分とする余地がある基準になっているケースもあることから、文科省では改めるよう個別に指導をする方針。

　一方、パワハラなど教員間のトラブルの調査からは、教育現場の深刻な人間関係の一端も浮かび上がった。

　教頭の解任を求めて虚偽の内容に基づいた告発状を勤務中に作成し、県教委などにファクスした中学校教員は減給３か月（１０分の１）の懲戒処分に。

　教員が欠勤しがちになったのは教頭に原因があるとして、「責任が取れるのか」などと叱責しっせきするパワハラ行為を行った小学校の校長は厳重注意を受けた。

　このほか、運動会の打ち上げなどで、複数の教職員を正当な理由もなく叱責した小学校長（訓告）、親睦会の３次会での男性教員の受け答えに立腹して髪の毛をつかみ、不適切な発言を繰り返した中学校教頭（厳重文書訓戒）などもいた。

　パワハラなどの教員間のトラブルは、神戸市立東須磨小学校で１０月、教諭４人が後輩の男性教諭にいじめを繰り返していたことが発覚したため、集計項目に追加した。文科省の担当者は「処分されたのは氷山の一角だろう。処分まで至らなかったケースもあるはずで、各教委に相談窓口を設けるなどの対応を促したい」としている。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20191224-OYT1T50242/

**・熊本市の慈恵病院、独自ルールで「内密出産」の開始表明　行政や専門家は法整備要望**

（熊本日日新聞／Yahooニュース・12月30日）

熊本市の慈恵病院、独自ルールで「内密出産」の開始表明　行政や専門家は法整備要望

内密出産の導入を表明した慈恵病院＝熊本市西区

　熊本市西区の慈恵病院が今月初め、妊娠に悩む女性の出産を匿名でも受け付ける事実上の「内密出産」の運用を近く、独自ルールに基づいて始めると表明した。国内現行法では匿名での出産は想定されておらず、行政や福祉、医療関係者らからは「法整備を経た上で内密出産に取り組むべきだ」との指摘が出ている。（林田賢一郎、豊田宏美、深川杏樹）

　「内密出産」は、妊婦が相談機関だけに身元を明かし、医療機関では匿名のまま出産する制度。一定の年齢になった子どもは親の情報を知ることができ、ドイツなどで法制化されている。

　同病院は２０１７年１２月、内密出産の導入検討を公表。１８年夏に独自の運用案を市に提案し、１年半以上にわたって協議を進めてきたが「進展がみられない」として、独自に始める方針を明らかにした。

　こうした動きに、加藤勝信厚生労働相は１３日の閣議後会見で「現行法に基づき適切に行われるかチェックが必要だ」と述べ、慈恵病院の動きを注視する考えを表明。同省は「取り組みの詳細について、熊本市から聞き取りできていない」として、適法か否かについての明言は避けた。

熊本市の慈恵病院、独自ルールで「内密出産」の開始表明　行政や専門家は法整備要望

（写真：熊本日日新聞）

　これに対し、熊本市の大西一史市長は「事例を先行させるのではなく、法整備をしてから取り組んでほしい」と病院側に慎重な対応を要望。「妊娠を知られたくない女性への支援の必要性を感じているのは、市も病院も国も同じ。一緒に課題を解決していくべき」と懸念を示した。

　母親が匿名のまま産んだ場合、課題となるのは子どもの戸籍が作れるのかという点。法務省は「現行法で戸籍記載が可能」との見解を示しており、病院が父母を記載せずに出生届を提出した場合、「棄児」として首長が名付け親となって戸籍を作る「こうのとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）」の手続きに準ずるとみられる。

　ただ、「母親が分かっているのに、病院が親の名前を空欄のままで提出するのは、戸籍法や医師法に抵触する可能性がある」との見方を示す法曹関係者もいる。

　加えて問題視されるのが、日本も批准している「子どもの権利条約」が掲げる「出自を知る権利」だ。

　慈恵病院独自の内密出産案は、妊婦が病院内の新生児相談室だけに身元を明らかにした上で、匿名での出産を認めるという。子どもが一定の年齢になって親の情報を知りたい場合は、相談室が保管していた関係書類を開示する仕組みだ。

　「子ども家庭福祉」が専門の山縣文治関西大教授は、院内で親の情報を管理する仕組みについて「第三者性が担保されておらず、運用のチェックができない」と問題視する。

　「ゆりかご」の運用状況を検証する熊本市の専門部会が、孤立出産の危険性がある「ゆりかご」に代わるものとして内密出産を検討するよう国に提言した経緯がある。専門部会長でもある山縣教授は「国の動きが遅いという見方もあるが、法整備されない中での運用開始は問題。慎重に結論を出した方がいい」と訴える。

　一方、出生数が年間４千人と日本一の福田病院（中央区）にも、妊娠を知られたくない妊婦が訪れることがあるという。匿名の受診は受け付けないが、カルテや病室に掲示する母親の名前を仮名にするなど一定の配慮を行っている。

　福田病院によると、匿名を望むのは、性犯罪被害による妊娠や、夫婦・親子間でＤＶがある家庭、中学生の妊娠など。こうしたケースでは保健所や児童相談所などとも連携。支援をつなぐ場合は個人情報の秘匿を強く要請するという。福田稠理事長は「匿名は出産後の母子支援につなげにくいという問題点がある」と指摘する。

　子どもの特別養子縁組をあっせんする産科医院でつくる「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」（埼玉県）の鮫島浩二理事長は、内密出産制度そのものに疑問を投げ掛ける。「安易な考えで産み、高額な手数料で養子縁組する『命のビジネス』につながる危険もある」

　山縣教授は「内密出産を導入するには、出自を知る権利と安全な出産を担保し、子どもの養育にどうつなぐかという課題をクリアしなければいけない。もう一方の当事者である男性に都合が良い制度になりかねない点も考慮しなければならない」と話している。

事実上の内密出産制度の導入に踏み切った慈恵病院の蓮田健副院長に、その理由などを聞いた。

　－制度が整っていない中での運用に、批判もあります。

　「不倫やＤＶなど、匿名でなければならない妊婦の切実さを日々感じている。熊本市と協議してきたが、議論は前に進まない。見切り発車との批判はあるが、まずは相談につなげるのが目的。内密出産や匿名出産ありきでは絶対にない」

　－子どもの出自を知る権利についてはどう考えますか。

　「出自については本当に大事だと思っている。出産後も含めて実名を明かすよう促していく。ただ最後まで実母が匿名を望むなら、目をつぶって受け入れなければならないケースがある。自宅など危険な環境でなく、安全な病院で産んでもらうためだ」

　－健診から出産に至るまで第三者の介入がなく、判断などの客観性が保てません。

　「ドイツの『妊娠葛藤相談所』のように妊婦の側に立って気軽に相談できる機関が必要だと思う。公的機関には相談しにくいため、匿名を重視する慈恵に相談が寄せられる。『匿名出産』や『内密出産』は事前に決められるものではなく、やむを得ない緊急避難的な手段だ」

　－出産費用や、出産時に救急搬送が必要になった場合は。

　「匿名では健康保険が使えず、健診や出産費用は病院が負担せざるを得ないだろう。慈恵で処置できない緊急事態が起きた場合は、新生児集中治療室（ＮＩＣＵ）がある病院などに匿名のまま、搬送せざるを得ない。本来一病院でできることではなく、さまざまな課題が解決できていないが、いま目の前にいる危機的な妊婦を救わなければならない」

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191230-00000012-kumanichi-l43

**＊SOGIESC（sexual orientation＆ gender identiy/genderexpression,and**

**sexcharacteristics 性的指向、性自認、性表現、性的特徴の多様性）**

**・教員こそ理解深めて、ＬＧＢＴシンポ　「子どもにとって先生の存在大きい」**（朝日新聞・12月17日）

　子どもにとって身近な大人である教員に性の多様性への理解を深めてもらおうと、シンポジウム「学校教育とＬＧＢＴ」が１１月下旬、早稲田大（東京）で開かれた。同大教職大学院の三村隆男教授（キャリア教育学）の指導のもと、学生有志が企画した。

　シンポには、性的少数者に関する調査を２０１２年から行う大手広告会社電通の阿佐見綾香さんとユーチューバーのかずえちゃん、性の多様性について考える活動を展開する自由学園男子部（東京）の中高生と担当教員が登壇した。

　阿佐見さんは、性的少数者への配慮がある会社は他の少数者も働きやすいイメージがあり、企業価値の向上につながっていると指摘。今後の社会は、性的少数者に限らず、人の多様性を受け入れる動きが加速し、自分と他人は違うことを前提に何が必要かを考える力「ダイバーサビリティ」が重要になる、と語った。

　ゲイであるかずえちゃんは、以前の自分のように悩む子どものため、性の多様性についてユーチューブで発信し始めた。小学校の担任教員は男子がじゃれあっていると「お前らホモか」とさげすんで言ったといい、「ゲイであることを隠さなければと思っていた。子どもの世界は家族と学校。先生の存在は大きい」。高野慎太郎教諭は「教員も子どもと一緒に学んでいく。どこにいくのか分からないまま勉強しているが、それが大事だと思っている」と話した。

https://digital.asahi.com/articles/DA3S14296944.html?\_requesturl=articles%2FDA3S14296944.html&pn=2

**＊SNS関連**

**・（社説）ゲーム依存　予防と診療の充実急げ**（朝日新聞・12月2日）

　列車などでスマホのゲームに夢中になっている人を見かけぬ日はない。それでも、事態の深刻さを痛感させる数字だ。

　１０～２９歳９千人を対象にした国立病院機構久里浜医療センターの調査（回収率５６・６％）で、３人に１人が平日２時間以上をゲームに使っているとの結果が出た。４時間以上も１割。「やめなければいけない時にやめられなかった」と答えた人の割合は、ゲーム時間が長くなると高まり、６時間以上だと４５％に上る。学業や仕事、健康に影響が出ている例も少なくない。

　世界保健機関（ＷＨＯ）は今年５月、ゲームにのめりこんで健康や生活に支障をきたす状態を「ゲーム障害」として、ギャンブル依存症などと同じ疾患に位置づけている。日本も予防、診断、治療などの対策を急がなければならない。

　現在、専門的な対応ができる医療機関は一部に限られる。効果的な治療法の研究、指針の作成、相談窓口の整備、人材の育成など課題は多い。保護者や家族、学校の先生らに向けた啓発活動の充実も求められる。

　留意すべきは、ゲーム障害への懸念は若年層に限った話ではないということだ。実際、医療機関にはそれ以上の年代の受診者も増えていると聞く。

　ゲーム機は以前からあったが、オンラインでつながるスマホ時代を迎え、いつでもどこでも簡単に遊べるようになった。様々なアプリが登場し、ゲームを有利に進めるためのアイテムに課金するシステムも用意されている。スマホやネットなしでは仕事も日常生活も成り立たないため、アルコールやギャンブル以上に手を切りにくい。

　ゲームメーカーは自社が取り扱っている商品のこうした特徴を自覚し、実効ある予防策を講じる社会的責任がある。業界全体で検討を進めてほしい。

　最近は、対戦型ゲームを競う「ｅスポーツ」を部活動にとり入れる学校もある。今年の茨城国体でも行われた。長時間のゲームや練習が心身にどんな影響を与えるか。関係する団体は、実態把握や適切なルールづくりに取り組む必要がある。

　依存症について社会全体で理解を深めることも大切だ。ゲーム時間が長いというだけで、治療を要する病気だと決めつけるのは間違いだし、「やめられないのは意志が弱いからだ」と突き放すのも正しくない。

　背景を探ると、学校や職場などで、疎外感や生きづらさ、心の葛藤をかかえている人が多いといわれる。発達障害や精神疾患が関係している場合もある。そうしたところにまで目を配り、対策を考えていくことが欠かせない。

https://www.asahi.com/articles/DA3S14278332.html?iref=comtop\_shasetsu\_02

**・子供をＳＮＳ犯罪から守るには　栃木県警が安全教室**（産経新聞デジタル・12月12日）

　行方不明になっていた大阪府の小学６年の女児が栃木県小山市で保護された誘拐事件などで会員制交流サイト（ＳＮＳ）を悪用した犯罪に注目が集まっていることから、県警下野署は保護者や教職員などを対象としたＳＮＳ安全教室を実施した。若年層にも普及しているＳＮＳを利用した犯罪に対し、県警などは「大人が子供に正しい利用法を教える必要がある」としている。

　大阪府の女児誘拐は、容疑者の男とのＳＮＳ上でのやりとりがきっかけとされる。県警少年課によると、昨年県内でＳＮＳを通じた犯罪に遭った１８歳未満は２６人。淫行や裸の画像を送らせるなどの被害が多く、今後も増加が見込まれる。

　上三川町役場で１１日に行われた安全教室では、コンピュータソフトウェア著作権協会の太田輝仁さんが講演し、ＳＮＳを悪用した犯罪が起きる背景や巻き込まれないための対策を指導した。

　太田さんは、安易な投稿による個人情報の流出やなりすましなど、考えられる多くの危険性について、まずは大人が学ぶ必要があると指摘。こうしたＳＮＳについての知識を持った上で、子供に対して（１）自分のＳＮＳ上での行動によって起きる結果を予測させること（２）その場に適した利用をさせ、不安に感じたら相談させること－を徹底し、危険を回避させることが重要だと述べた。

　その上で、ＳＮＳ利用時に制限時間などのルールを設けること、子供にＳＮＳ以上の楽しみを作ってやることなども有効な対策として挙げた。太田さんは「ＳＮＳも最終的には人と人とのつながりの問題」と強調し、大人と子供が信頼関係を構築することが根本的な対策になるとした。

　参加した少年指導員の女性（５８）は「若い人がＳＮＳを利用するときの気持ちをもっと知りたくなった。引き続き関心を持っていきたい」と話した。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/191212/evt19121216510020-n1.html

**＊その他**

**・避難所の女性配慮に課題　台風被災地、悩み伝えづらく**（日経新聞・１２月２日）

台風19号の被災地では女性が安心して着替えや授乳ができる設備をそろえ、プライバシーに配慮した避難所が出てきた。ただ全体で見れば一部にとどまっており、事態改善に向けて、政府は女性や子どもへの配慮事項をまとめた指針の改定に乗り出した。有識者は「悩みを訴えやすくするよう、避難所運営に女性が関わる取り組みが必要だ」と指摘している。

避難所に設置された段ボール製の更衣室（10月24日、宮城県丸森町）=共同

画像の拡大

避難所に設置された段ボール製の更衣室（10月24日、宮城県丸森町）=共同

千曲川の堤防決壊で甚大な浸水被害が出た長野市。10月24日、避難所となっているスポーツ施設の一角に、女性と子ども専用のドーム形テントが三つ並んでいた。着替えや授乳、助産師への相談などに使える。子ども3人を連れた30代女性は「着替えの際、テントだと安心感がある」と喜ぶ。

宮城県丸森町の小学校体育館には、段ボール製のボックス型更衣室が設置された。50代の女性会社員は「内鍵も掛けられるし助かる。数を増やしてほしい」。プライバシーを守るため、居住スペースも世帯ごとに段ボールで仕切られていた。

被災後に快適な生活空間をどうつくり出すかは大きな課題だ。2011年の東日本大震災では、プライバシーが制限される避難所での生活に悩む女性らの声が上がった。

避難所になった福島県本宮市の体育館では10月下旬、会社員女性（44）が「生理で借り物のマットを汚したらどうしよう」と不安げな表情を浮かべていた。同県郡山市で避難生活を送る女性（18）も「支援物資に生理用品がないが、男性スタッフしかおらず言いづらい。届いた下着はサイズが合わなかった」という。

内閣府は16年、授乳室設置や生理用品の確保を求めた「避難所運営ガイドライン」を策定したが、細かいケアや物資の供給まで手が回らないのが現状だ。橋本聖子男女共同参画担当相は今回の被害を受け、避難所での女性や子どもへの配慮事項をまとめた指針を見直すと表明。有識者会議による議論を通じて本年度内の改定を目指す。

見知らぬ人が出入りする避難所の治安に不安を覚え、浸水した自宅にとどまる人もいる。震災で女性支援をした日本女子力推進事業団（東京）の池内ひろ美代表理事は「女性や子どもに防犯ベルを配ることで犯罪予防になる」と提案。「避難所の環境は少しずつ良くなっているが、まだ女性目線が足りない。普段から地域で女性の取りまとめ役を決めるなど、意見をくみ取りやすい体制づくりが重要だ」と話した。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO52842600S9A201C1CR0000/

**・公立校教員、休暇まとめ取り可能に…改正給与特措法が成立**（読売新聞・12月4日）

　教員の働き方改革を進める改正教員給与特別措置法が４日午前の参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。労働時間を年単位で調整する「変形労働時間制」を公立学校の教員にも適用できるようにする内容で、２０２１年度から、自治体の判断で夏休みなどに休暇のまとめ取りが可能となる。

https://www.yomiuri.co.jp/politics/20191204-OYT1T50154/

**・18、19歳は今後も家裁関与　少年法適用年齢下げ巡り**（日経新聞・12月9日）

少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる議論を巡り、法務省は9日、18、19歳が罪を犯した場合は従来通りに原則、家庭裁判所に送致する案を法制審議会（法相の諮問機関）の部会に示した。現行と同様、家裁が少年の処分に関与して更生を促す仕組みを想定。同省は今後の法制審の議論を踏まえ、来年の通常国会に少年法などの改正案を提出することを目指す。

少年法は20歳未満が事件を起こした際、刑罰より更生を優先するとの考えから原則として家裁に送致すると規定している。家裁は生育歴などを調べ、少年院送致などの保護処分や刑事処分を求める検察官送致（逆送）などの処分を決める。

今回、法務省は大きく分けて2案を示した。1つは一定の例外を除き家裁送致する内容。例外として殺人など裁判員裁判の対象となる犯罪など7パターンを示し、こうした事件は家裁の判断を経ずに検察官が起訴できるとした。

もう一方は現行制度を踏襲し、全ての事件を家裁送致とする案。現行制度が少年の更生に十分効果を上げているとの意見に配慮した。少年法の適用年齢を引き下げると「更生に向け家裁などの支援を受けられなくなるケースが増える」との批判もあり、2案ともに家裁が処分に関わる現行制度に近い形とした。

同省は逆送の対象を現行の「故意の犯罪で人を死なせた事件」からどこまで拡大するかについても検討課題とした。

選挙権年齢や成人年齢が「18歳以上」に見直されるなか、法制審は少年法の適用年齢引き下げの是非に先行して18、19歳の処遇策について議論している。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53113630Z01C19A2CR8000/

**・赤ちゃんポストの病院が「内密出産」実施へ　費用も負担**（朝日新聞・12月7日）

　親が育てられない子どもを匿名で預かる「こうのとりのゆりかご」（赤ちゃんポスト）を運営している熊本市の慈恵病院は７日、予期せぬ妊娠をして匿名を望む母親が、病院にだけ身元を明かした状態での出産を受け入れると発表した。すぐに実施する。子が後に自分の出自を知る権利を病院が独自に保障する仕組みを設けるといい、事実上の「内密出産」となる。

　「内密出産」はドイツでは２０１４年に始まった制度。一定の年齢に達した子どもから希望があれば母親の身元を知らせ、母子の安全を図りながら出自を知る権利を担保する。慈恵病院は国内での内密出産制度の実現をめざし市や国に協力を訴えてきたが、子どもの戸籍作成や特別養子縁組などで課題があると指摘する声もあり、制度は整っていない。

　蓮田健・副院長によると、まず匿名での出産を希望する妊婦から相談を受け付ける。病院側の説得でも妊婦が身元を明かさない場合は、何年後なら身元を明かしてよいかなどを取り決める。妊婦は病院内にある「新生児相談室」の室長だけに身元を明かし、仮名のまま妊婦健診を受けたり、出産したりできる。費用は病院が負担する。

　病院側は免許証などの身分証明書をコピーして保管。子どもが一定の年齢に達して親の名前を知りたい場合は、病院が保管していた身分証明書を開示するという。ただ、妊婦が「一生匿名」を希望した場合には出自を知る機会が失われる「匿名出産」になることもあり得るという。

　蓮田副院長は「全国で赤ちゃんの遺棄や殺人事件が起きている。匿名での出産を断った妊婦のその後が気になっており、母子の命にかかわる自宅などでの孤立出産を防ぐための取り組み。事例を重ねないと法整備は進まないので腹をくくって始める。今後も匿名を希望する妊婦へのカウンセリングなど相談を重ね、実名を明かしてもらう努力は続ける」としている。

https://www.asahi.com/articles/ASMD75V55MD7TLVB00G.html?iref=comtop\_list\_edu\_n04

**・少年法改正、新２案検討　年齢引き下げ、家裁関与**（産経新聞デジタル・12月9日）

　少年法の適用年齢引き下げを議論する法制審議会（法相の諮問機関）の部会は９日、１８、１９歳に対する処分について新たに２案の検討を始めた。犯罪の容疑があれば全ての事件を家裁へいったん送致する案と、一部の事件を除き家裁に送致する案。いずれもこれまで検討してきた案より家裁の関与が強い。

　民法の成人年齢引き下げに合わせ、少年法の適用年齢を現行の２０歳未満から１８歳未満へ引き下げるかについては平成２９年２月、法制審に諮問された。政府は答申を受けて改正案を来年の通常国会に提出したい考えだが、現行制度は十分に少年非行の抑止に役立っているとして引き下げに反対の声は多い。

　現行法では、家裁送致後に「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件」は原則として検察官へ逆送致となるが、全件を家裁送致する新たな案は、原則逆送致の条件を広げるかどうかなどが検討対象となる。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/191209/evt19120919560039-n1.html

**・未成年の大麻摘発、５年で７倍超に急増　関西でも汚染広がる**（産経新聞デジタル・12月11日）

　ＳＮＳなどを通じた未成年への大麻汚染は関西でも広がっている。

　大阪府警は今年５月、ＳＮＳを通じて購入した大麻を転売したとして、大麻取締法違反の疑いで１８～１９歳の少年２人を逮捕していたと発表した。２人はＳＮＳで「野菜売ります」などと大麻を指す隠語を書き込み「１カ月で２００人くらいに売った」などと供述した。高校生の客もおり、府警は高校３年の男子生徒ら２人も逮捕した。

　府警は平成２７年１１月にも、大麻を所持したとして、当時中学３年の１５歳だった少年を逮捕している。

　また、京都市では２７年、小学６年の男児が通学していた学校の教師に「大麻を吸った」と告白する問題が明らかに。京都府警は大麻を所持したとして、当時１７歳だった男児の兄を逮捕した。男児は、「兄が持っていた大麻を吸った」と説明していた。

　深刻化する未成年の薬物使用に歯止めをかけるため、警察は小中学校や高校で薬物の恐ろしさを伝える巡回教室などを定期的に実施している。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/191211/evt19121119190028-n1.html

**・親が精神疾患…子どもに支援を　福岡では当事者交流会「自分だけでない」**（毎日新聞・12月11日）

　うつ病や不安障害などの精神疾患の患者は年々増加し、420万人に迫っている。精神疾患で育児が困難な親を前に自分を責め、悩みを打ち明けられずに苦しみ続けている子どもたちがいる。そんな境遇の子どもたちを支える取り組みが各地に広がり始めている。福岡市では14日、当事者である子どもが主体となった交流会が予定されている。

　福岡市の病院職員の女性（31）は、小学3年の時に母親が精神疾患を抱えた。過食になり、ヒステリーを起こし、寝たきりで過ごす日々。父親はあまり家に居着かず、母親の病気に向き合おうとしなかった。姉と一緒に母親の面倒をみた。

　料理が上手でポテトチップスも手作りしてくれる母親だった。寝込む母親を家に残し、子どもだけでスーパーに行き、料理や掃除などをこなした。「母親の世話は一生続くのか」。小学生の心が何度もつぶれそうになり、手首を切ろうとしたこともあった。

　中学2年ごろには母親も働けるほど回復したが、親子でけんかしたり、甘えたりする関係にはなれなかった。高校に入った当初は保健室に登校した。社会人になっても他者を頼れず「なぜ自分だけで解決しようとするの？」と周囲に言われた。「身近な人と腹を割って話すことをしていない。それが社会で出るのかもしれない」と思った。

　厚生労働省によると、2017年の国内の精神疾患の患者数は約419万3000人で08年（約323万3000人）の1・3倍。この間の子育て世代に重なる25～44歳の患者は全体の2～3割弱で推移しているが、実際に子育てしている人の数などの実態について同省は把握できていない。

　子どもが中心となった交流の場は、18年1月に東京で発足したグループ「精神疾患の親をもつ子どもの会（愛称・こどもぴあ）」を皮切りに、大阪、札幌でも定期的に開かれている。東京ではこの2年間で計250人以上が参加した。

　精神疾患を抱えた親がいる世帯の支援を研究する県立広島大の松宮透高（ゆきたか）准教授（ソーシャルワーク）は「集いで子どもが『人前で初めて（親のことを）言いました』と明かすケースは少なくない。似た境遇を乗り越えてきたロールモデルとの出会いもある当事者グループが活動する意義は大きい」と話す。

　福岡でも昨春、精神障害者の家族と支援者でつくる任意団体「福岡こどもとパートナーの会」が、子どもの交流会を初企画。3カ月に1度ある交流会に今年から女性も参加した。「ぼろが出ないように」と外で気丈に振る舞い、親を慕いたい気持ちと受け入れられない気持ちとの間で葛藤した参加者と会い「自分だけではないと体感できた」。

　12月の交流会では進行や運営をスタッフではなく、女性ら2人の当事者に任せる。同会の金子勇人代表は「当事者同士が語りやすくなるのではないか」と期待している。

　交流会は14日午前10時半～正午、同市博多区内で参加は無料。原則18歳以上の子ども当事者が対象。詳細な場所は申し込み後に連絡。メール（fukuoka＿childs＿partner＠yahoo.co.jp）

https://mainichi.jp/articles/20191211/k00/00m/040/127000c

**・ヘイト対策条例成立　川崎市、全国初の刑事罰**（日経新聞・12月12日）

ヘイトスピーチ対策として全国初の刑事罰を盛り込んだ差別禁止条例が12日、川崎市議会で成立した。2016年のヘイトスピーチ対策法施行から3年たっても根絶していないとして、具体的に禁止行為を明示し、実効性の確保を狙う。罰則規定も含めた全面施行は来年7月1日。

条例は道路や公園といった公共の場で、拡声器を使ったり、ビラを配ったりして、日本以外の特定の国や地域の出身者に差別的な言動をすることを禁止すると規定。具体例として、居住地域からの退去や身体への加害を扇動することのほか、人以外のものに例えて侮辱することを挙げた。

違反者には勧告し、繰り返した場合は命令を出す。それでも従わなければ氏名などを公表する。表現の自由に配慮し、勧告や命令、公表の際に審査会の意見を聞き、勧告や命令の効力は6カ月とする。

市は氏名公表と同時に、警察や検察に刑事告発し、裁判で有罪が確定すれば50万円以下の罰金が科される。市議会は条例の周知徹底とあらゆる差別への対策を市に求める付帯決議も付けた。

福田紀彦市長は6月、対策強化に向け、条例で刑事罰を設ける考えを示していた。条例成立後、福田氏は「市民や意見を寄せてくれた方に感謝したい。罰則付きで重たいが、地域の実情に合わせて実効性の高い条例ができた」と述べた。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53251020S9A211C1CE0000/

**・学校通う意思がなくても「出席扱い」に…フリースクールなどの不登校生支援**（読売新聞・12月14日）

　不登校の小中学生の増加を受け、文部科学省は支援のあり方を見直す方針を打ち出した。フリースクールなどで学ぶ不登校生を学校に出席したと扱う場合、これまでは本人に再び学校へ通う意思があることを前提としていたが、通う意思がなくても校長の裁量で決められることを通知した。不登校生の多様な進路を確保するため、学校現場の意識改革を促す狙いがある。

　文科省によると、２０１８年度に病気や経済的理由を除いて年３０日以上、小中学校を欠席した児童生徒は６年連続増の約１６万人で、過去最多となっている。

　文科省は過去の複数の通知で▽フリースクールなどで学ぶ▽インターネットを通じて自宅などで学ぶ「ｅラーニング」を利用する――などの不登校生も校長の裁量で出席扱いにできる、と示してきた。だが、いずれも「（本人の）学校への復帰を前提として」決めるよう求めていた。

　１７年には、学校外での学習の重要性を認める「教育機会確保法」が施行されたが、その後も、出席と扱うには登校の意思を本人に確認する必要があると考える校長が多かったという。１８年度に１日でも出席扱いが認められた不登校生は、約１６万人のうち約２万３０００人にとどまっていた。

　こうした実情を踏まえ、文科省は１０月に出した通知に「（本人が）登校を希望しているか否かにかかわらず」との文言を明記し、支援のあり方を修正した。

　出欠は、成績や生活態度などを記録する「指導要録」に書かれ、入試の際に提出する調査書の基礎資料になるため、欠席が多いと不利に扱われる懸念もあった。幅広く出席と認めることで、不登校生が多様な進路を確保できることを目指す。

　立命館大の野田正人教授（臨床教育学）は「出席の扱いに関する方針が明確に示された意義は大きい。今後は、早急に通知の趣旨を現場に定着させることが課題だ」と指摘している。

https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20191214-OYT1T50162/

**・教職員のハラスメント　「孤立する先生」をどう守る？**（西日本新聞・12月16日）

　神戸市の小学校で教諭4人が同僚をいじめていた問題は、第三者の介入も自浄作用も乏しい教育現場の「閉鎖性」を明らかにした。来年6月には職場にパワハラ防止を義務付ける女性活躍・ハラスメント規制法が施行する。教育現場では、既にセクハラやマタハラで先行しているはずの研修や相談体制も地域によって差があり、対策は不十分だ。

神戸と同じ閉鎖性、九州でも

　九州北部の公立学校で任期付き職員だった女性は妊娠中の3年前、不審者対応の研修で、男性教諭から刺股で突かれる不審者役を当てられた。「妊婦なのでできません」と断ると、同僚らがいる職員室で「なんでできんのか、おまえ係やろうが」と怒鳴られた。今年3月には2人目の子を流産。体調が回復せず、上司の女性教諭に1週間の休暇を電話で求めると「迷惑を掛けてるんだからひと言（謝罪を）言いなさいよ」とののしられたという。

　女性は「幼い命を大切にできない人が、子どもを教育する資質があるのか」と憤る。契約期限を迎えた今春、離職した。同校ではこの間、ハラスメント防止の研修はなかった。

　北九州市教育委員会が昨年6月、教職員に実施した調査（3831人が回答）で、パワハラを受けた経験がある人は727人（19％）、セクハラは383人（10％）だった。全教北九州市教職員組合女性部の2年前の調査では「校長室から何時間も出してもらえず、校長に人格を否定する言葉や罵声を浴びせられた」「生理休暇を取ろうとすると『女はいいなあ』と言われた」などの訴えもあった。

防止研修に「限界」の指摘

　現在、全ての事業主は相談体制の整備などセクハラ、マタハラ防止の対策を取る義務があり、地方自治体にも適用される。

　しかし企業と異なり、公務員は労働局による是正勧告の対象外だ。公立学校は文部科学省が学校を管理する教委に指導・助言するが、教委が学校に取り組みの報告を求めるなど踏み込んだ法的権限はなく、監督機能は十分といえない。そもそも「『法律は企業の話で教育現場は違う』という考えが根強く、教委や学校の順法意識は低い。教委職員は教員上がりの人も多く、チェックが働きにくい」と、「職場のハラスメント研究所」（東京）の金子雅臣所長は苦言を呈する。

　研修は最も基本的な防止策だが、実施は各教委でばらつきがある。九州各県・政令市教委のうち、ハラスメントに特化した研修を全校で必須としているのは北九州市、宮崎県（セクハラのみ）。福岡県、福岡市、大分県、長崎県などは学校の判断に委ねている。

　研修も限界がある。女性教諭へのセクハラ行為で、15～17年に懲戒処分を受けた北九州市と長崎県の男性教諭3人は、事前にハラスメント防止の研修を受けていた。うち北九州市の小学校長は研修の講師だった。日本女子大の坂田仰（たかし）教授（公教育制度論）は「研修は、現状では問題が発覚したときに責任を逃れる『言い訳コンプライアンス』になっている。教職員が研修内容をどう受け止め、職場に定着したかという効果を検証して初めて有効な研修ができる」と指摘する。

スクールロイヤーにも期待

　教員間のハラスメントにどう対応したらいいのか。研究所の金子所長は「学校は子どもに大声で叱る行為が日常的に容認される独特の空間。まずは全自治体で被害を調査し、実態を明らかにすべきだ」と語る。坂田教授は「子どものいじめ調査のガイドラインと同様、教員間の事案でも第三者が調査する体制づくりが望ましい」と注文する。

　学校でのいじめ防止などを巡り、法的な助言を行う弁護士「スクールロイヤー（SL）」の活用も期待される。学校側の顧問弁護士とは異なり、SLは中立の立場。自治体が独自に配置するなど近年広がりを見せている。福岡県でSLを務める吉田俊介弁護士は「教員間のトラブルは、被害者だけでなく子どもの利益や適切な教育環境も損ねる。法律の専門家が関わることは学校現場のハラスメントをなくす方策の一つだ」と前向きに評価した。

外部相談窓口の存在、浸透せず

　教職員のハラスメントに関する相談窓口は各教育委員会にあるが、教委と学校は人事上の行き来が多く、被害を受けた側は情報漏えいへの懸念から敬遠しがちだ。相談時間も平日の日中が多く、利用しにくい実態が指摘されている。

　一方、消費者庁の2017年度の調査で、公益通報者保護法に基づく公務員の通報窓口は全都道府県が設置。ただ、市区町村単位の設置率は55％にとどまる。九州では佐賀、大分両県が8割を超える一方、福岡県53％、熊本県32％が平均を下回り、鹿児島県は28％と全国で6番目に低い。

　弁護士や社会保険労務士などが対応する外部窓口を設けているのは25都府県教委。九州では大分、鹿児島以外は設けているが、17年度の通報件数（外部以外の庁内相談窓口も含む）は、佐賀4件、長崎6件でその他はゼロだ。背景には外部の通報窓口が教職員らに浸透していない現実がある。

https://www.nishinippon.co.jp/item/n/568700/

**・鉄剤「根絶できぬ」4割　血液検査導入は「賛成」7割　全国高校駅伝・監督調査**（毎日新聞・12月20日）

血液検査導入に賛成か

　男子第70回、女子第31回全国高校駅伝競走大会（毎日新聞社、日本陸上競技連盟など主催）は22日、京都市のたけびしスタジアム京都（西京極陸上競技場）を発着点に開催される。長距離選手らの貧血対策に有効とされる「鉄剤注射」の不適切使用を根絶するため、今大会から日本陸連が全出場選手に血液検査結果の提出を義務づける対策を導入したことを受けて、毎日新聞は出場男女全105校の監督にアンケート調査を実施した。新たな対策でも不適切使用は「根絶できない」と答えた指導者が約4割に上り、指導者側に対策への期待感が広がっていない現状を示す結果となった。【伝田賢史】

　アンケートでは、血液検査導入への賛否▽今回の対策で不適切な鉄剤注射を根絶できると思うか――などを聞いた。17日現在で男子は58校中44校、女子は47校中41校の指導者から回答を得た。回答率は81％。

　血液検査の導入で不適切な鉄剤注射を「根絶できない」と回答した指導者は男子が22人、女子が13人で回答全体の約41％に上り、学校と懇意な医療機関が検査を行うなら改ざんは可能▽都道府県予選会など他大会での使用も考えられる――といった対策の抜け道を指摘する声が上がった。一方で「根絶できる」と答えた指導者は男子14人、女子20人と「根絶できない」の回答とほぼ同数で、「抑止力になる」「生徒保護者への認知が広がった」といった意見が聞かれた。全選手は大会後5日以内に医療機関で血液検査を受け、結果を日本陸連に報告する必要があるが、アンケートでは「大会直後に主催者指定の医療機関で一斉検査すべきだ」と、より対策の公平性を求める声があった。

　ただ、今回の血液検査導入に「賛成」と答えたのは男子27人、女子33人と約7割に及んだ。日本陸連が検査虚偽・不申告に対し、順位剥奪などの罰則措置を取る可能性を指摘していることに対しても、男女各34人（80％）が「賛成」と回答し、いずれも日本陸連の対策方針を支持した。血液検査導入に「反対」と回答したのは男子6人、女子4人で、生徒を疑っているようで不愉快▽治療目的の鉄剤注射と線引きが困難――などを理由に挙げた。

　またアンケートでは、指導した選手が鉄剤注射をしたことがあるか尋ねたところ、男子11人、女子10人が治療目的での鉄剤注射が「ある」と回答。競技力向上目的で「ある」と答えた指導者も1人だけいた。この監督は約20年前、自らの知識不足から選手1人に鉄剤注射を打たせたといい、「若い指導者に同じ過ちを繰り返さないでほしい」と訴えた。

　鉄剤注射は酸素運搬能力が上がって持久力向上効果があるとされるが、鉄分を過剰摂取すると肝臓や心臓に蓄積して重大な機能障害を起こす可能性があり、日本陸連は5月に不適切な鉄剤注射の防止に向けたガイドラインを作成した。

血液検査導入に対するアンケートの主な回答

＜血液検査実施について＞

・選手の健康を守り、競技の公平性を担保できるので賛成

・賛成だが、全国高校総体や都道府県予選会などにも導入すべきだ

・反対。疑われているようで不愉快。選手がかわいそうだ

・一部の学校の行為で全体が巻き込まれるのは納得できない

・治療目的での鉄剤注射まで禁止という風潮が広がらないか懸念がある

＜虚偽申告、不申告に対する処分の可能性について＞

・処分がないと検査をする意味がないので賛成

・処分は行き過ぎで反対だ。周知にもっと時間をかけるべきだ

・日本陸連が治療目的か競技力向上目的かをどう判断するのか、基準が示されていない

・安易に鉄剤を処方する医師を処分すべきだ

＜不適切な鉄剤注射は根絶可能か＞

・検査が各校任せでは、抜け道がいくらでもある

・処方する医師がいる限り、なくならない

・なくなると信じたい

https://mainichi.jp/koukouekiden/articles/20191219/k00/00m/050/309000c

**・裸眼視力１・０未満の小学生、過去最悪３４％…文科省「スマホの影響か」**（読売新聞・12月20日）

　文部科学省が２０日発表した２０１９年度学校保健統計調査（速報値）で、裸眼視力１・０未満の割合が、小学生３４・５７％（前年度比０・４７ポイント増）、中学生５７・４７％（同１・４３ポイント増）、高校生６７・６４％（同０・４１ポイント増）となり、いずれも過去最悪を更新した。文科省は「スマホやパソコンの画面を近くから見る時間が増えた影響もあるのでは」と分析した。

　調査は今年４～６月に実施。全国の幼稚園や小中高校などの児童生徒ら（５～１７歳）のうち、全体の２５・２％にあたる約３３７万人を抽出し、健康診断の結果を集計した。

　裸眼視力１・０未満の割合は前年度、小学生と高校生が悪化する一方、中学生はやや改善していたが、今年度は小中高とも、調査を始めた１９７９年度以降で最悪を更新。７９年度と比較すると、小学生が１６・６６ポイント、中学生が２２・２８ポイント、高校生が１４・６２ポイント悪化している。幼稚園児は今年度、２６・０６％（前年度比０・６２ポイント減）で改善した。

　鼻や耳の疾患も増えた。蓄のう症やアレルギー性鼻炎などの「鼻・副鼻腔びくう疾患」は中学生１２・１０％（同１・１１ポイント増）、高校生９・９２％（同０・０７ポイント増）、中耳炎や内耳炎などの「耳疾患」は高校生２・８７％（同０・４２ポイント増）で、いずれも過去最悪だった。

　一方、虫歯はピーク時の１９７０年代頃に９割を超えたが、以後は減少傾向が続き、中学生３４・００％、高校生４３・６８％で調査開始以来最も低かった。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20191220-OYT1T50259/

**・「教育虐待」ってどういう状態のこと？「子どもの受験」と親のプレッシャー**（LIMO・12月21日）

多くの親子の運命を分ける受験シーズンに突入しました。大学受験や高校受験はもとより、人生をかけて中学受験に挑む親子も少なくありませんよね。

しかし、実際に「親子で」と思っているのは親だけであり、子どもはただ親の言いなり状態。まるで「駒」のように扱われているとしたら…。それは「教育虐待」の可能性があるのではないでしょうか。

もしかしたら、それって教育虐待？

昨今多くの場所で警鐘を鳴らされるようになった「教育虐待」。一体どのようなものなのでしょうか。教育熱心な親が子どもの意思を無視し過剰な学習を強いたり、成績が伸びなければ暴言を吐いたり。ひどい場合には暴力を振るうなど、子どもの心や体に傷をつける行為が「教育虐待」です。2016年には、「中学受験」を控えた当時12歳の男児を父親が殺害する悲惨な事件が起きてしまいました。

子どもの心身に傷をつけてまで成績を上げたい背景には、いまだに残る学歴主義やエリート志向といった風潮が影響しているといわれています。親自身が、かつて自分の親にされてきたパターンや自分が成し遂げられなかったことを子どもに背負わせるパターンがあります。さらに、周囲の目を気にする「アクセサリー感覚」で子どもに箔を付けさせようとするパターンなど、教育虐待にはさまざまな形があるのです。

教育虐待を受けた人たち

それでは、実際に親から教育虐待を受けていた人たちは、どのような生活を送っていたのでしょうか。

・「中学受験をしたせいで、勉強が大嫌いになった。母におびえながら震えて勉強をしていたのを憶えている。身体的にも原因不明の腹痛や冷や汗の連続。受験が終わったら症状が止まったので、明らかに受験が原因だと思う」

・「学校から帰ると母親から監禁・監視されながらの勉強。成績が伸びないと母親に殴られるのは日常茶飯事だった」

・「中学受験で失敗した私。その後、弟と妹が受験に成功したせいで家に居場所がなくなった。大人になった今、娘の受験を成功させることでその当時の記憶を上書きしようと思ってしまう」

加熱する親の思いに、愛情よりも恐怖を感じている子どももたくさんいるようです。

教育虐待はなぜ起こる？

教育虐待はどうして起きてしまうのでしょうか。そこには、親自身の自己肯定感の低さが関係している場合もあるようです。受験で失敗したなど、親の期待に応えられなかった場合は、「親に愛されていない」と感じることも少なくありません。

そういう人は、「自分はダメな人間だ」と思いがちです。また、自分は失敗したけれど、周囲に成功している人が多い場合は、そういった人たちへのコンプレックスを抱えている場合もあります。

そんな自分の評価が低い人たちが陥りがちなのが「子どもを一番にすることで自分の価値を高めよう」という考えです。自分自身ではなく、子どもを武器にして、成功した人たちと渡り合おうとします。自分の失敗を帳消しにしてもらおうという、自分の人生の代理を子どもにさせているわけです。

こんな風に育てられた子どもは、親の期待に応え親を喜ばせるために生きてしまいますよね。また、親も子どもを伸ばすことを生きがいとしているので、そこには「共依存」の関係が生まれてしまうこともあります。

教育虐待を防ぐには

親も一人の人間です。周囲がいい大学を出ていたり、みんながお受験のために塾に通う環境にいたら、影響されてしまうのも十分理解できます。しかし、どんな状況でも、そこに子どもの意思がないならば、それは親が強制するべきではありませんよね。

中学受験をした人たちは、全員が親から強制された人ではないはずです。自分の意思で選択し、自分の判断で勉強に励んだ人もたくさんいます。その結果「受験で多くのことを得られ、よい経験になった」と言うのです。

もし、お子さんが受験をしたいと自分の意思を持っているのであれば、ぜひ応援してあげたいですよね。しかし、親が自分のプライドのために「言わせている」のであれば、それは問題です。自己肯定感の高い人は、基本的に周囲と張り合いません。親自身が「人は人」と思える環境を整えること、それが教育虐待を防ぐ第一歩なのではないでしょうか。

まとめ

子どもに勉強をさせることはどうして必要なのか。子どもだけではなく、親たちもその本質的な問いに答えを出せているでしょうか。「いい学校の方が自慢できる」それでは、ブランドバッグを欲しがっているのと同じことかもしれません。

大きくなった時、子どもが多くの選択肢があるように手伝ってあげられることは素晴らしいことだと思います。ただ、親の人生は親のもの。子どもの人生は子どものものです。親が自分の人生を生きていなければ、それは子どもにも伝わります。周囲が羨ましいという気持ちだけで子どもに無理を強いるのは、自分自身を生きているといえるのでしょうか。「自分は子どもが幸せな人生を生きるために勉強をさせているのだろうか」。一度立ち止まって、自分の胸に問いかけてみてもいいかもしれません。

https://limo.media/articles/-/14873

**・養育費１６年ぶり増額　最高裁、基準見直し　「数年ごとの変更必要」と識者**（産経新聞デジタル・12月23日）

　夫婦が離婚する際に取り決める子供の養育費や別居の際に生活費などを支払う婚姻費用について、最高裁の司法研修所は社会情勢の変化などを踏まえて算定基準を１６年ぶりに見直し、２３日付の研究報告書で公表した。現行の基準では低額すぎるとの批判があり、夫婦の収入によっては月１万～２万円程度の増額となる。

　離婚訴訟で養育費を決める際には、裁判官らの研究会が平成１５年４月に公表した「簡易算定方式」に基づく算定基準が使用されている。

　夫婦の収入と子供の年齢や人数に応じて、子供と離れて暮らす親が支払うべき養育費の目安が表になっており、機械的に迅速に計算できることから実務の現場で広く定着してきた。

　しかし、従来の算定基準は公表から１６年が経過し、「税率改正や物価変動を反映していない」といった批判があった。このため、司法研修所は昨年７月から算定基準の見直しに着手。東京、大阪両家裁の裁判官４人に研究を委嘱していた。

　新しい算定基準ではスマートフォンが子供にも普及し、通信費の支出が増加するなど近年の家庭の支出傾向を踏まえ、計算方法を見直したほか、計算の基礎となる税率や保険料率を最新のデータに更新した。結果、夫婦の収入や子供の人数によっては月１万～２万円程度増額されることになった。最大で６万円増えるケースもあったが、一部は現状と変わらなかった。

　養育費は子供が成人するまで支払うのが一般的。令和４年４月の改正民法の施行で成人年齢が１８歳に引き下げられるが、大半の子供は１８歳段階で経済的に自立していないとして、養育費の支払いは現行通り２０歳まで支払うべきだとした。

　報告書は２３日午前、裁判所のホームページにも掲載される。

■数年ごとの変更必要

　ひとり親家庭の貧困の一因ともいわれてきた養育費や婚姻費用の算定基準が見直された。全体的に増額傾向となったが、実務面での影響を考慮し、小幅程度にとどまった。１６年ぶりとなった改定に対し、識者からは数年ごとに定期的な見直しを求める声も出ている。

　新基準では、夫が自営業で年収７５０万円、９歳と１歳の子供を養う妻は会社員で年収１００万円だった場合、夫が支払う婚姻費用は従来の「月１８万～２０万円」から、「月２０万～２２万円」に増額される。

　日本弁護士連合会（日弁連）は平成２８年、現行の約１・５倍となる独自の算定方式を発表し、改善を要請。このケースでは「月２７万円」になる計算だ。

　だが、新基準に、この方式は採用されなかった。理由は「実務に定着しているところを大きく変える必要はないとの判断」（裁判所関係者）だ。早稲田大の棚村政行教授（家族法）は「大幅な見直しとなれば、これまでの調停や審判なども変更や見直しが必要になる。最小限の改定はやむを得ない」と理解を示す。

　一方で棚村教授は１５年以上、改定されなかったことを問題視。「数年ごとに最新の統計データに基づく見直しが必要だ」と指摘し、裁判所だけでなく、弁護士会や厚生労働省などの関係機関と連携した対応を求めている。（大竹直樹）

　【用語解説　養育費と婚姻費用】　養育費は子供を引き取っていない親が支払うべき費用。婚姻費用は家庭生活を維持するために必要な費用で、別居中の生活費も含まれる。民法は子と離れて暮らす親に「配偶者や子に自分と同程度の生活水準を保障する義務」（生活保持義務）を定めている。離婚の際に具体的な金額は話し合いで決めるが、まとまらなければ、養育費の支払いを命じるよう求める家事審判などを申し立てることができる。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/191223/evt19122307410002-n1.html

**・保育施設の騒音指針、20年6月策定へ　高架下・幹線道沿い増加、規制なく　建築学会**

（毎日新聞／Yahooニュース・12月30日）

保育施設の騒音指針、20年6月策定へ　高架下・幹線道沿い増加、規制なく　建築学会

厚生労働省が入る中央合同庁舎第5号館＝東京・霞が関で、武市公孝撮影

　保育施設には騒音レベルの基準がなく、子どもの発達に望ましくない音環境の施設があるとして、日本建築学会は2020年6月、保育施設の騒音レベル推奨値と園舎の設計指針を策定する。待機児童が多い都市部を中心に、鉄道の高架下や幹線道路沿いの施設が増えている。学校や幼稚園には騒音レベルの基準があるが、保育施設は規制がない状態が続いている。

　厚生労働省によると19年4月1日時点で、全国の保育施設の利用者数は前年から約6万5000人増えた。各自治体は施設整備に取り組むが、首都圏の主要鉄道10社によると高架下の施設は少なくとも66カ所あり、最近5年間で倍増した。また、毎日新聞の調査で14年度以降、東京都心部に新設された認可保育所の約4割は、線路や幹線道路沿いにあることが判明した。

　幹線道路の騒音レベルは70デシベル程度。学会によると、園舎に防音対策をしない場合、園児は昼寝の眠りが浅くなったり、作業の集中力が途切れたりする影響があると考えられる。文部科学省は学校環境衛生基準で、幼稚園や小中高校などの騒音レベルについて書店並みの50デシベル以下が望ましいとするが、厚生労働省が所管する保育施設は対象外。

　世界保健機関（WHO）は1999年に環境騒音ガイドラインを出し、「言語の発達段階にある子どもたちは音環境の影響を受けやすい」として、小学校や保育室は35デシベル以下を求めた。米国や英国、ドイツなども30～40デシベルが基準だ。

　学会の推奨値は、保育室40デシベル、昼寝の部屋35デシベルとし、図書館と同程度を想定する。熊本大工学部の川井敬二教授（建築音響）は「保育施設は子どもが1日8時間以上を過ごす場所。発育に適した快適な音環境を保全することが必要だ」と話す。

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191230-00000002-mai-env